

民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

報告書

平成31年（2019年）4月

東京都福祉保健局

目次

1	はじめに	1
2	都内民生委員・児童委員の現状	
(1)	平成 28 年 12 月の一斉改選における状況	
①	民生委員・児童委員の委嘱状況	2
②	年齢別委嘱者数	2
③	職業別委嘱者数	3
(2)	充足率の推移	3
(3)	活動状況	3
(4)	複雑化・多様化する地域課題	
①	人口構造、世帯構造の変化	6
②	多様化する課題	7
③	近年における社会福祉諸制度の見直し等	7
④	地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性	8
⑤	全民児連実施「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」	9
⑥	東京都地域福祉支援計画の策定	10
⑦	「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 中間まとめ」の策定	10
3	関係機関における検討	
(1)	国（厚生労働省）における検討	11
(2)	全民児連における検討	11
(3)	都民連における検討	11
4	課題解決に向けて	
(1)	適任者確保の取組	
①	活動の周知	14
②	候補者への適切な説明	21
③	候補者の推薦	24
④	民生委員推薦準備会の活用	28
⑤	民生委員・児童委員研修	29
(2)	民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備	
①	地域の実情に応じた支援	33
②	民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化	37
③	民児協組織の活性化	40
④	児童委員活動の充実	45
⑤	民生委員・児童委員同士の支え合い	50
⑥	協働による地域福祉活動	57
⑦	民生委員・児童委員活動における連携強化	58
⑧	民生委員・児童委員活動費	65
5	各地区の活動紹介	66
6	おわりに	72
	資料編	73

コラム 目次

新一年生向けリーフレットの配布（国立市）	19
ホームページに民生委員の想いを知らせるインタビューを掲載（都民連）	20
候補者向けパンフレットの配布（西東京市）	23
活動しやすい環境整備～充足率100%を目指して～（八王子市）	35
ふれあい相談員の配置（港区）	36
民生委員・児童委員から緊急時の連絡方法（江戸川区）	39
参加しやすい定例会（中野区）	44
民生委員・児童委員ならではの子育てサロン「はとぼっぼ」（福生市）	48
広報紙「さくら」を使ったPR活動（足立区）	49
6期目を迎えた班体制（葛飾区）	54
新任委員への引き継ぎに向けて（昭島市）	55
新任委員に「コーチ」となる先輩委員を配置（文京区）	56
地域福祉コーディネーターの取組（調布市）	62
地域ケアネットワーク（ケアネット）（三鷹市）	63
支援を通じた地域とのつながり	64

○ 本報告書中に使用している主な略語

- ・「区域担当」…………… 区域担当の民生委員・児童委員
- ・「民児協」…………… 民生児童委員協議会
- ・「都民連」…………… 東京都民生児童委員連合会
- ・「推薦会」…………… 民生委員推薦会

- 本文の図表に掲げる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
このため、百分率については、各要素の合計が100%とならないことがある。

1 はじめに

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、日常的な見守りや相談・支援、関係機関への橋渡しなど、地域福祉の推進のために様々な活動を行う無報酬のボランティアであり、都内では10,140人（平成30年4月現在）が、委嘱されています。
- 近年、東京では、少子高齢化の急速な進展による単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっています。また、経済的困窮やひきこもり、認知症など、複合的な課題を抱えた方が増加しています。
- また、住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。一方、多くの方がやりがいを感じて活動しています。
- 平成28年度全国調査において、民生委員・児童委員になって「とても良かった」「良かった」の合計は1期目が区域担当委員では52.8%、主任児童委員では53.3%に対し、2期目、3期目と割合が高くなり、5期目以上では76.8%、78.0%となっています。民生委員・児童委員になった方が、1期目で退任せず2期、3期と在任していただき、やりがいを感じて活動していけるよう、都・区市町村・都民連を含む関係機関が協力し、民生委員・児童委員の活動環境を整えることが重要です。
- こうした状況を踏まえ、平成31年（2019年）12月以降の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員に係る課題や状況の変化に対応し、民生委員・児童委員活動の充実を図るため、必要な支援や環境整備について検討することを目的に、平成30年に東京都民生児童委員連合会（以下「都民連」という）の協力を得て、「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」を設置しました。
- 検討に当たっては、4回の検討委員会、5回の作業部会を開催するとともに、昨年7月には、検討の基礎資料を得るため、都民連において民生委員・児童委員の活動実態調査を実施しました。
- この報告書では、民生委員・児童委員の活動環境整備、都民連が策定した東京版活動強化方策の推進、候補者発掘策、活動の周知の取組に関する事項などについて、これまでの議論を踏まえ、意見を取りまとめました。

2 都内民生委員・児童委員の現状

(1) 平成 28 年 12 月の一斉改選における状況

① 民生委員・児童委員の委嘱状況

- 定数 10,776 人に対し、委嘱数が 9,940 人、充足率は 92.2%です。このうち、区域担当の民生委員・児童委員（以下「区域担当」という）は、92.0%です。（表 1）

表 1 民生委員・児童委員の委嘱状況¹

区分	定数	委嘱数	男		女		欠員数	充足率
			人数	割合	人数	割合		
区域担当	9,953 人	9,160 人	2,355 人	25.7%	6,805 人	74.3%	793 人	92.0%
主任児童委員	823 人	780 人	139 人	17.8%	641 人	82.2%	43 人	94.8%
合計	10,776 人	9,940 人	2,494 人	25.1%	7,446 人	74.9%	836 人	92.2%

（平成 28 年度福祉保健局生活福祉部調査）

② 年齢別委嘱者数

- 区域担当は 60 歳代が 62.9%を占めており、次いで 50 歳代が 18.4%、70 歳代が 15.5%と続き、49 歳以下は約 3%と少数です。
- 主任児童委員は、年齢要件が区域担当よりも低く設定されているため、55 歳以上が 52.1%、50 歳～55 歳未満が 29.5%、49 歳以下が約 18%となっています。（表 2）

表 2 民生委員・児童委員の年齢別委嘱者数¹

区分	委嘱者数 (上段:人数(人)、下段:構成比(%))						平均年齢
	合計	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～72歳	
区域担当	9,160	10 (0.1)	280 (3.1)	1,690 (18.4)	5,761 (62.9)	1,419 (15.5)	63.9歳
主任児童委員	780	4 (0.5)	140 (17.9)	230 (29.5)	406 (52.1)		54.8歳

（平成 28 年度福祉保健局生活福祉部調査）

¹ 平成 27 年 4 月に八王子市が中核市に移行し、民生委員・児童委員に関する事務が移管されたが、ここには、八王子市を含んだ数値を記載している。

③ 職業別委嘱者数

- 就労中の民生委員・児童委員は、区域担当では 45.6%、主任児童委員では 61.7%であり、合計 4,660 人が就労しています。就労者の割合は、平成 19 年度に比べて区域担当、主任児童委員とも増加しています。(表 3)

表 3 民生委員・児童委員の職業別委嘱者数¹

区分	定数 (人)	委嘱数(上段:人数(人)、下段:構成比(%))													
		合 計	業 社 従 事 者	宗 教 家 教 師 は	科 医 師 又 は 歯 科 医 師	療 養 士	そ の 他 の 健 康 業 者	弁 護 士	教 育 者	農 業 従 事 者	会 社 員	自 営 業 者	公 務 員	そ の 他	無 職
H19	区域担当	9,666 (100)	9,122 (100)	113 (1.2)	99 (1.1)	5 (0.1)	44 (0.5)	1 (0.0)	44 (0.5)	112 (1.2)	178 (2.0)	2,430 (26.6)	47 (0.5)	716 (7.8)	5,333 (58.5)
	主任児童委員	795 (100)	753 (100)	18 (2.4)	9 (1.2)	1 (0.1)	7 (0.9)	0	16 (2.1)	6 (0.9)	25 (3.3)	187 (24.8)	8 (1.1)	100 (13.3)	376 (49.9)
H28	区域担当	9,953 (100)	9,160 (100)	287 (3.1)	75 (0.8)	3 (0.0)	98 (1.1)	1 (0.0)	61 (0.7)	69 (0.8)	334 (3.6)	2,082 (22.7)	62 (0.7)	1,107 (12.1)	4,981 (54.4)
	主任児童委員	823 (100)	780 (100)	36 (4.6)	6 (0.8)	2 (0.3)	11 (1.4)	0	17 (2.2)	6 (0.8)	44 (5.6)	184 (23.6)	6 (0.8)	169 (21.7)	299 (38.3)

(福祉保健局生活福祉部調査)

(2) 充足率の推移

- 東京都全域、全国とも、充足率は一斉改選ごとに低下しています。(表 4)

表 4 東京都の充足率の推移¹

	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
東京都	94.1%	93.9%	92.2%
全国	97.7%	97.1%	96.3%

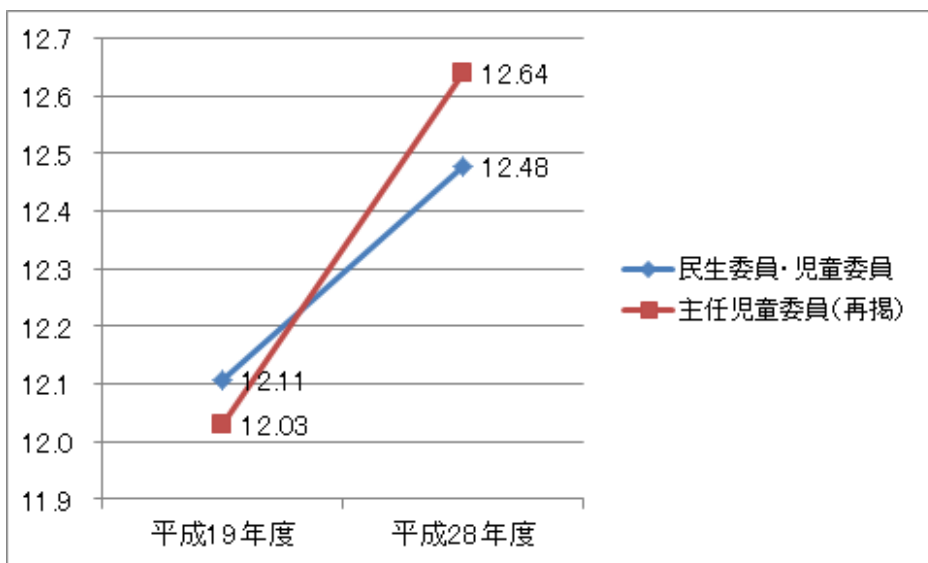
(東京都：福祉保健局生活福祉部調査)

(全国：厚生労働省資料をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

(3) 活動状況

- 民生委員・児童委員の活動日数は、平成 19 年度は一人当たり 12.1 日程度だったのが、平成 28 年度では一人当たりの月平均で 12.5 日程度となっています。(図 1)

図1 一人当たり月平均活動日数の比較



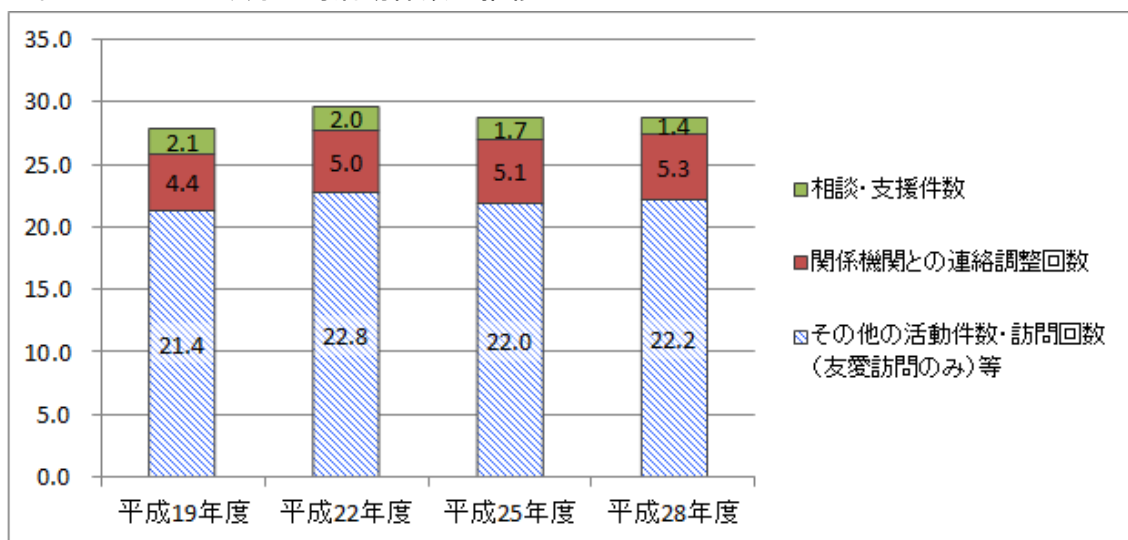
(活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

- 民生委員・児童委員の活動状況について、活動記録の集計結果を見てみると、相談支援件数が減少し、関係機関との連絡調整回数が増加しています。

これは、地域包括支援センターや子供家庭支援センターなどの専門分野ごとの相談機関が住民の身近な地域に整備されたことから、住民のニーズを必要なサービスへ「つなぐ」ことへと活動形態が変化してきたためと思われます。

また、一人・一月当たりのその他の活動件数・訪問回数（友愛訪問のみ）は、概ね22件で推移しています。（図2）

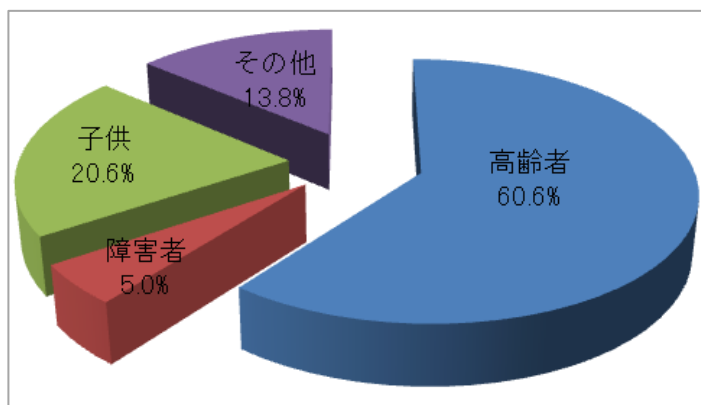
図2 一人当たり月平均活動件数の推移



(活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

- 民生委員・児童委員が行う相談・支援を分野別に見ると約 60%が高齢者に関するものです。(図3)

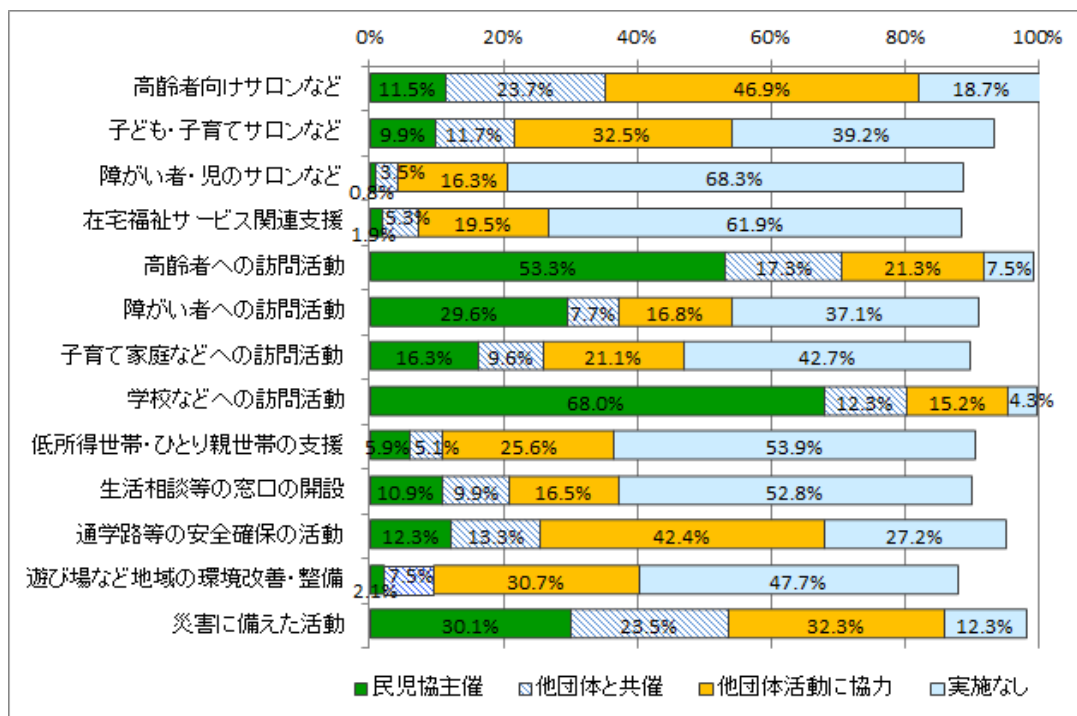
図3 分野別相談・支援の構成比



(平成 28 年度活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成)

- 単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）による活動について、民児協としてどのような活動を行っているかを聞いたところ、上位は「学校などへの訪問活動」「高齢者への訪問活動」でした。(図4)

図4 単位民児協による住民向け活動の実施状況



(平成 28 年度全国調査²のうち東京都分)

² 全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」という。）が平成 28 年度に実施した民生委員制度創設 100 周年記念全国モニター調査

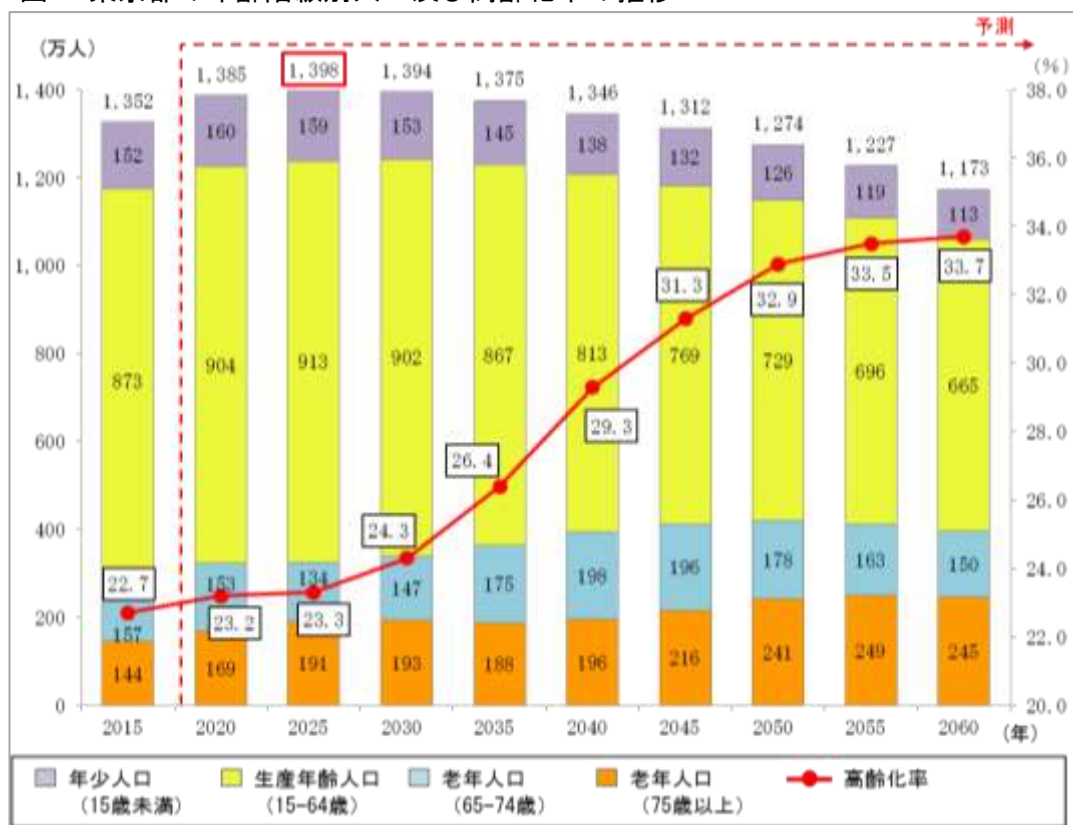
(4) 複雑化・多様化する地域課題

① 人口構造、世帯構造の変化

○ 東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025年に1,398万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。

その中で、老年人口（65歳以上）は、年々増加することが予測され、2015年には高齢化率が22.7%であったところ、2060年には33.7%となると見込まれます。（図5）

図5 東京都の年齢階級別人口及び高齢化率の推移



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

2. 四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

○ 東京都の一般世帯数は、2015年の669万世帯から、2030年には708万世帯まで増加し、その後、人口減少の影響により2060年には620万世帯まで減少すると見込まれます。

○ 65歳以上の単独世帯に、世帯主の年齢が65歳以上の夫婦のみの世帯を合わせた世帯数は、2015年の136万世帯から、2060年には185万世帯になり、全世帯の3割が、高齢者の一人暮らしや二人暮らしによって占められることとなります。

② 多様化する課題

- 東京では、少子高齢化の急速な進展による単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっています。また、地域や家庭の「子育て力」が低下し、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。
- 経済的困窮やひきこもり、認知症など、多様な課題を抱えた方も増加しており、こうした課題を丸ごと受け止め、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなっています。

③ 近年における社会福祉諸制度の見直し等³

社会の変化が急速に進む中、この数年の間においても生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策推進法など、新たな法律の施行や法改正によって、民生委員・児童委員の活動にも影響が出ています。

ア) 社会福祉法の改正（平成 29 年 4 月施行）

- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、地域における公益的取り組みを実施する責務を明確化

イ) 介護保険制度の改正（平成 27 年 4 月施行）

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、最後まで安心して生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」を推進

ウ) 新たな認知症総合戦略（新オレンジプラン）の策定（平成 27 年 1 月）

- ・ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会づくりの推進

エ) 障害者総合支援法等の改正（平成 30 年 4 月施行）

- ・ 施設利用者の円滑な地域移行のために、「自立生活援助サービス」を新たに創設。巡回訪問や随時の対応により、障害者の地域生活を支援

オ) 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

- ・ すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す。

³ 平成 28 年 11 月 全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会 中間報告」を一部改変

力) 子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月)

- ・ 就学前の子どもの保育・教育の一体的な提供を目指す

キ) 児童福祉法等の改正(平成29年4月施行)

- ・ 児童福祉法の理念の明確化として、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等を規定

ク) 生活困窮者自立支援制度の施行(平成27年4月)

- ・ 経済的困窮、社会的孤立等、複合的な課題を有し、生活保護の手前の段階にあるような人びとの自立支援を強化

ケ) 子供の貧困対策推進法の施行(平成26年1月)

- ・ 子供の6人に1人が貧困状態にあるとされるなか、貧困家庭の子供への教育支援をはじめ、子どもの貧困対策を総合的に進める国の責任を明確化

【関連分野】

コ) 災害対策基本法の改正(平成25年6月施行)

- ・ 要援護者の支援体制整備を推進するため、発災時に自力での迅速な避難が困難な者(避難行動要支援者)の名簿をあらかじめ作成するよう市町村長に義務付け

サ) 消費者教育推進法の施行(平成24年12月)

- ・ 消費者被害の防止に向け、消費者自らの判断力を高める研修機会の提供等の取り組みを推進

④ 地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性

- 国は、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとした改革を進めています。この改革は、「我が事」と「丸ごと」の二つのキーワードで説明されます。

◆ 「我が事」

家庭の機能の低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度のはざまの課題が表面化していることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識を持って、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育てていくことをいいます。

◆ 「丸ごと」

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られることや、地域によっては急速な人口減少が進んでおり、専門人材の確保や公的支援の安定的な提供が困難になってきていることなどを背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障害といった分野をまたがった総合的な支援を提供しやすくしたりできるようにすることをいいます。

- また、地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、利害を調整しながら合意し、共通の目標に向かって連携することで、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、主体性、尊厳などが尊重され、守られる社会の姿です。

⑤ 全民児連実施「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」(平成 28 年度)

- この調査で把握した課題を抱える人の多くは、「認知症」や「知的・発達障害、精神障害」があり、自らの状況を認識できていない可能性に加えて、SOSを発する意思や意欲が低い状態にある可能性もあります。

このようなケースに対し、民生委員・児童委員の訪問や近隣住民からの相談をきっかけに関わりが始まっている例も少なくありません。

- 民生委員・児童委員がつかないだ機関による支援の有無にかかわらず、民生委員・児童委員や民児協として高い割合で「定期的な訪問」を実施しています。

社会的孤立状態にある人のなかには、民生委員・児童委員だけを介して地域とつながっている事例も多くありましたが、民生委員・児童委員だけが背負い込むのではなく、地域住民を巻き込んでいくことが今後は一層重要であり、それは国が掲げる地域共生社会の実現につながります。

- 専門職による相談支援体制が確立されたうえで、民生委員・児童委員が地域とのつながりを再構築するきっかけを作りつつも、住民同士が関わり合い、それを専門機関等がきちんと支援していくことができこそ、成果が現れるまでに長い時間を要する社会的孤立状態にあって課題を抱える人の支援が可能になるといえます。

⑥ 東京都地域福祉支援計画の策定

- 平成30年3月に東京都地域福祉支援計画が策定されました。この計画には、地域の支え合いを育み、都民の安心した暮らしを支え、地域福祉を支えるというテーマに沿って、包括的な相談・支援体制の構築や身近な地域における住まいの確保や居場所づくり、生活困窮者への総合的な支援体制の整備、福祉人材の確保・育成・定着、地域の多様な人材の参画と連携など、分野を超えたきめ細かな対応を充実させるための様々な施策を盛り込んでいます。
- この計画の中で、民生委員・児童委員は、地域福祉の支え手の一つとして取り上げられています。

⑦ 「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 中間まとめ」の策定（東京都社会福祉協議会）

- 平成30年3月に発行したこのまとめでは、国の動きを受けて、東京において今後いかにして地域共生社会づくりを進めるべきかを検討しました。
- 民生委員・児童委員に期待することとして、
 - ・ 地域課題が複雑化・困難化する中で、民生委員・児童委員はこれまで以上に重要な役割が期待されるが、個人の民生委員・児童委員の力だけでは限界があり、関係機関との連携により役割を分担、軽減したり、活動をサポートする体制が重要です。
 - ・ 個人の資質向上に加えて、民生委員・児童委員同士がチームで動くことにより「つなぐ役割」だけでなく、持続的な「寄り添う支援」が可能になると思われます。
 - ・ また、民生委員・児童委員と個々の社会福祉法人、事業所とがそれぞれの強みを活かして協力するだけでなく、都内各地で進む社会福祉法人の地域連携ネットワークと民生児童委員協議会が組織的に連携することも重要です。
 - ・ 民生児童委員協議会、社会福祉法人のネットワーク、地域福祉コーディネーターの協働による「チーム方式の地域福祉推進体制」（「東京モデル」）を機能させ、関係者との協働を深め、多様性ある“共創”社会をめざすことが求められます。

3 関係機関における検討

(1) 国（厚生労働省）における検討

- 平成25年度に厚生労働省に設置された「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」では、民生委員・児童委員が地域の中核としてその力を十分に発揮できるよう活動環境の整備に向けた検討を行い、緊急的にしっかりと取り組む事項について「早期に対応できるもの」として提言をとりまとめました。
- 今後、時間をかけて慎重に検討する項目として、民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理、研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり、民児協・単位民児協事務局機能の強化などが挙げられています。

(2) 全民児連における検討

- 社会や家庭の姿が大きく変わるなか、民生委員・児童委員活動を取り巻く状況も変化しています。住民の生活課題、福祉課題が多様化するなか民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりや、それに伴う負担の拡大、さらには新たななり手の確保の困難さなどが全国的に指摘されています。
- こうした状況のなか、全民児連では、「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」を設置し、100年の歴史の総括、また現状と課題の整理を踏まえ、今後の制度や活動のあり方について検討を行い、平成30年3月に最終報告を取りまとめました。
- この報告では、民児協の機能強化、単位民児協の基盤の強化、研修の実施、民生委員・児童委員候補者の推薦方法の多様化、民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるための広報、新任委員を支える民児協運営など、関係者が取り組むべき事項について整理されました。

(3) 都民連における検討

- 都民連では、100年の価値ある実践を継承し、さらに発展させるために、民生委員・児童委員として個別支援活動と地域づくりの両面から様々な場面で協働の取り組みを深め、住民の課題を解決できる地域社会を目指して、平成28年11月に「東京版活動強化方策」を策定しました。
- この活動強化方策は、①個別支援活動の向上、②班体制の確立、③民児協組織の強化、④児童委員活動の充実、⑤協働による地域福祉活動の5本の柱からなり、今後10年の民生委員・児童委員活動の羅針盤として活用されることになっている。

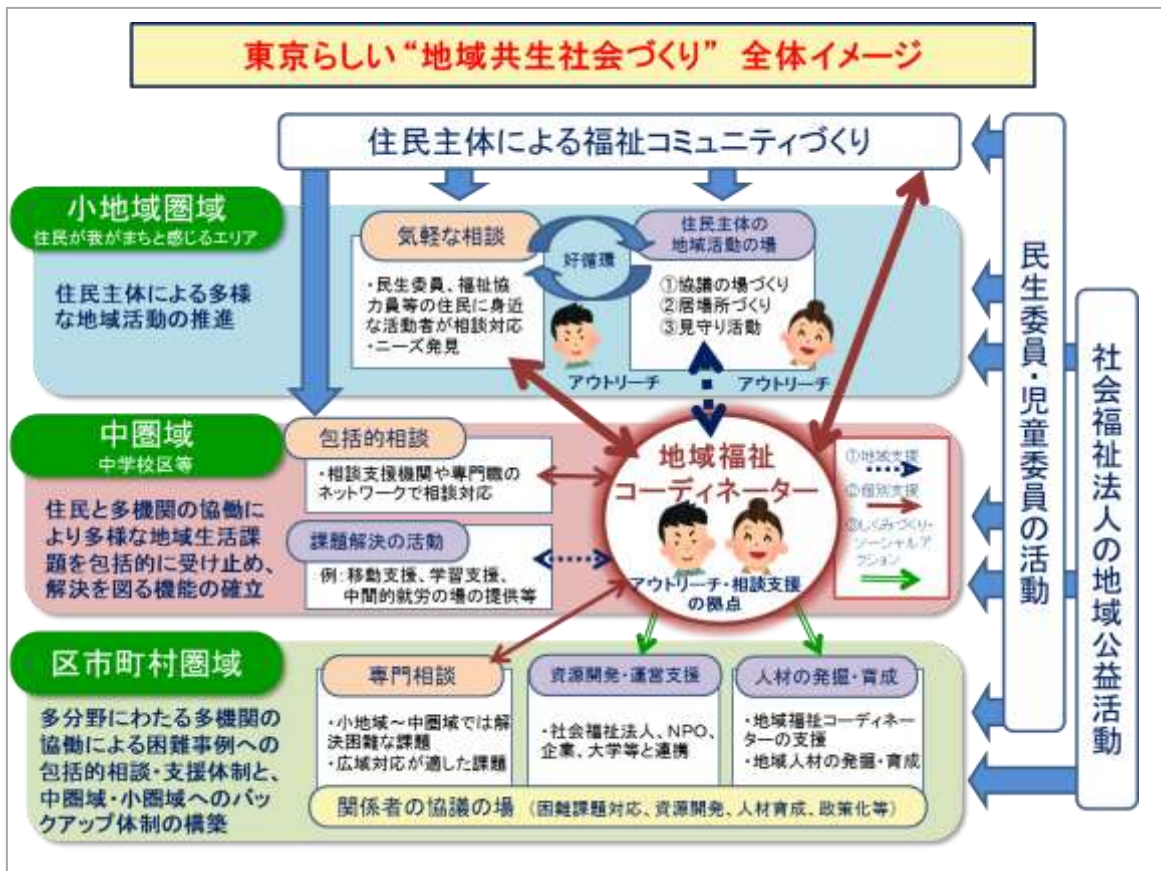
ます。



4 課題解決に向けて

東京都社会福祉協議会がとりまとめた「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 中間まとめ」では、大都市東京ならではの“あるべき地域共生社会の姿”を追求することを意識して、地域共生社会づくりを進める地域基盤(しくみ)のあり方や、地域福祉コーディネーターの配置と育成策、社会福祉法人の地域公益活動、民生委員・児童委員活動の連携・協働などについて述べています。(図6)

図6 東京らしい“地域共生社会づくり”全体イメージ



以下、地域共生社会づくりの中で、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中心として、力を効果的に発揮できるよう、様々な取り組みについて検討します。

(1) 適任者確保の取組

民生委員・児童委員のなり手不足の解消のため、民児協、行政、社協など関係者が協力して、民生委員・児童委員の選任に積極的に取り組むことが必要です。また、様々な年代、経験を有した多様な人材の確保の観点も重要です。

① 活動の周知

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動
〈現状・課題〉

- 平成28年6月に、福祉保健局インターネット福祉保健モニターに対し民生委員・児童委員についてアンケートを実施したところ、「民生委員・児童委員」を知っていたと回答したのは約8割⁴でした。一方、約7割が「あまり周知されていないと思う。」と回答しています。（図7、図8）

図7 あなたは、以前から民生委員・児童委員についてご存じでしたか。

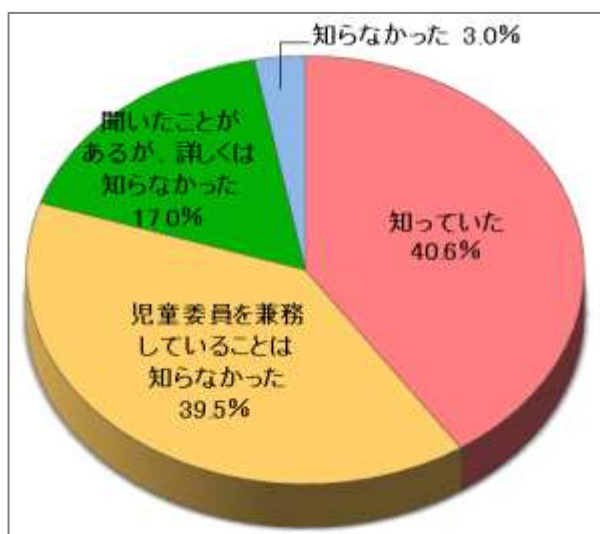
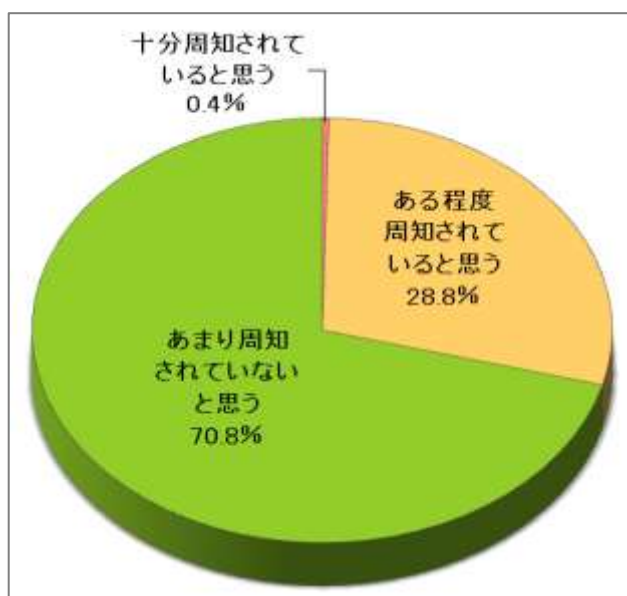


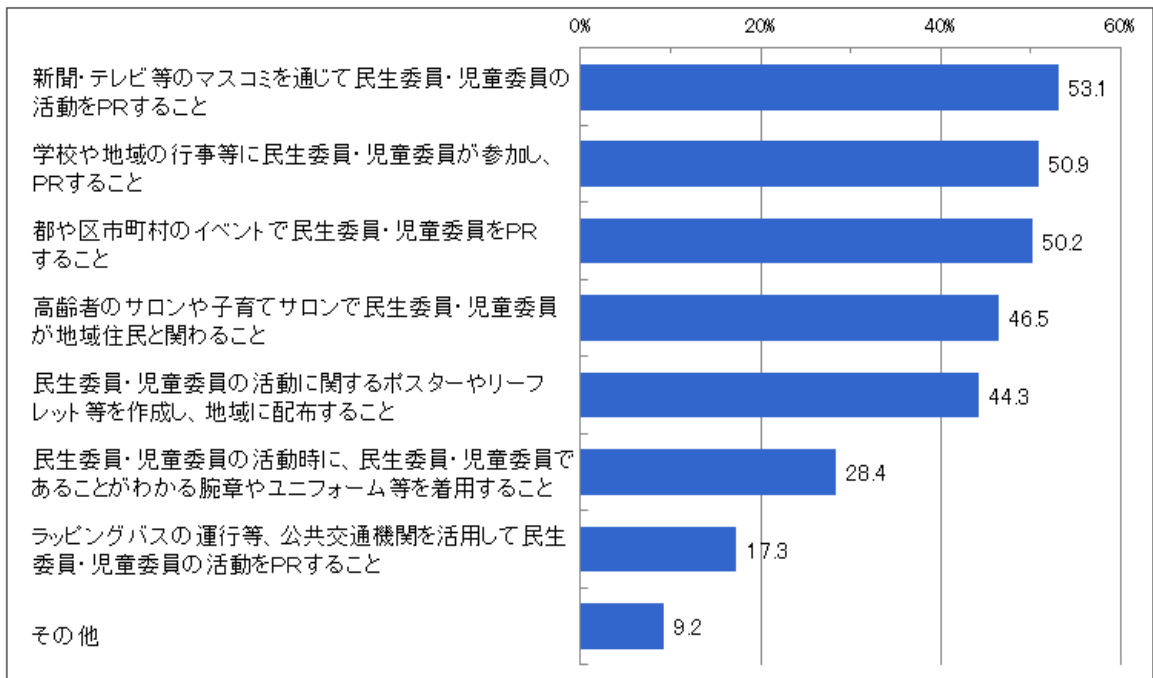
図8 民生委員・児童委員について、十分な周知がされていると思いますか。



⁴ 民生委員・児童委員を知っていたのは40.6%、（民生委員は知っていたが）児童委員を兼務していることは知らなかった39.5%の計80.1%

- また、民生委員・児童委員及び主任児童委員を地域住民によく知ってもらうための方法について「新聞・テレビ等のマスコミを通じて民生委員・児童委員の活動をPRすること」「学校や地域の行事等に民生委員・児童委員が参加し、PRすること」「都や区市町村のイベントで民生委員・児童委員をPRすること」を選択した人が多数いました。（図9）

図9 今後、民生委員・児童委員及び主任児童委員を地域住民の皆様によく知ってもらうためには、どのような方法が望ましいと思いますか。（上位3項目集計）



（図7～図9 平成28年8月 福祉保健局インターネット福祉保健モニター「民生委員・児童委員」について 回答者271名）

- 民生委員・児童委員のなり手不足の背景には、「民生委員は大変」とのイメージが社会に広がっているためと指摘されています。また、「民生委員は報酬をもらって活動している」、「頼んだことは何でもやってくれる」といった誤解をしている住民が少なくありません。

そうした否定的なイメージを払しょくし、民生委員の性格や役割の正しい理解を図っていく必要があります。

- また、民生委員・児童委員の活動が知られていないため、家庭を訪問しても拒否されるなど、活動の周知不足が地域における活動のしにくさにつながっています。

- 民生委員は児童委員を兼ねています。児童委員が地域で子育て家庭に対する相談支援や子育てサロン、地域の見守り等様々な活動を行っている一方、地域には、子育てに関する不安や悩みを抱えつつも相談につながらず課題を抱える親子がいます。
- 全国調査では、区域担当の民生委員・児童委員があなたであることを知っている世帯の割合は、7割以上が7.4%、1割未満が20.5%と、具体的な委員を知っている住民が少数であり、主任児童委員も同様の傾向となっています。（図10、図11）

図10 区域担当の民生委員・児童委員があなたであることを知っている世帯の割合

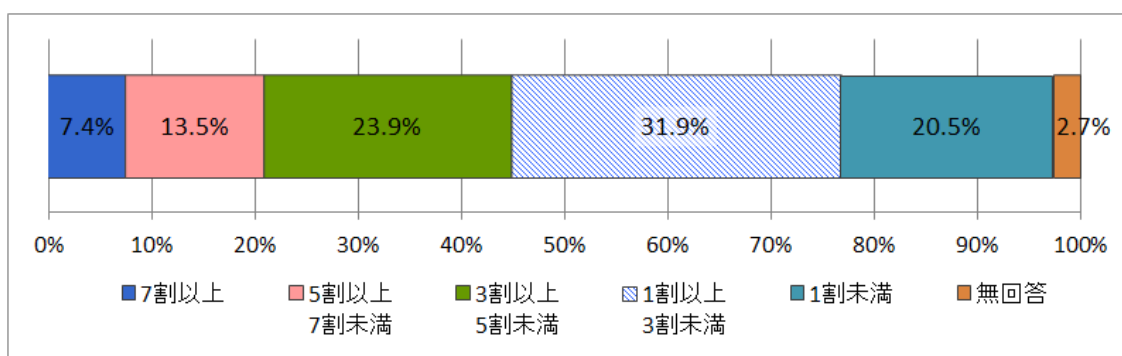


図11 地域の主任児童委員があなたであることを知っている世帯の割合



(図10～図11 平成28年度全国調査のうち東京都分)

- このため、活動を多くの地域住民に知ってもらうことにより、地域住民からは「頼りになる」「必要な」存在として認識されるような取組が必要です。

<取組の方向性>

- 地域住民や関係機関等に対して、民生委員・児童委員の制度や活動内容をわかりやすく、積極的に周知していくことが必要です。

- その場合、民生委員・児童委員の役割や職務の紹介にとどまらず、何のために PR するのか、「誰に」「何を」「どのように」知ってもらうかを明確にすることが大切です。
- 5 月の民生委員・児童委員の日 活動強化週間に民生委員・児童委員の存在や活動について、より多くの都民の方々に知っていただくため、平成 24 年度から新宿通りにおいて「民生委員・児童委員活動普及啓発パレード」を実施しています。

平成 30 年は東京の民生委員制度誕生 100 周年を記念したパレードで、知事も一日民生委員・児童委員として参加し、マスメディアにおいて報道されました。また、都内各区市町村長が「一日民生委員・児童委員」に就任し、街頭での PR をはじめサロン活動への参加や友愛訪問など民生委員・児童委員と共に普及啓発活動を行い、広報紙にも大きく掲載されました。

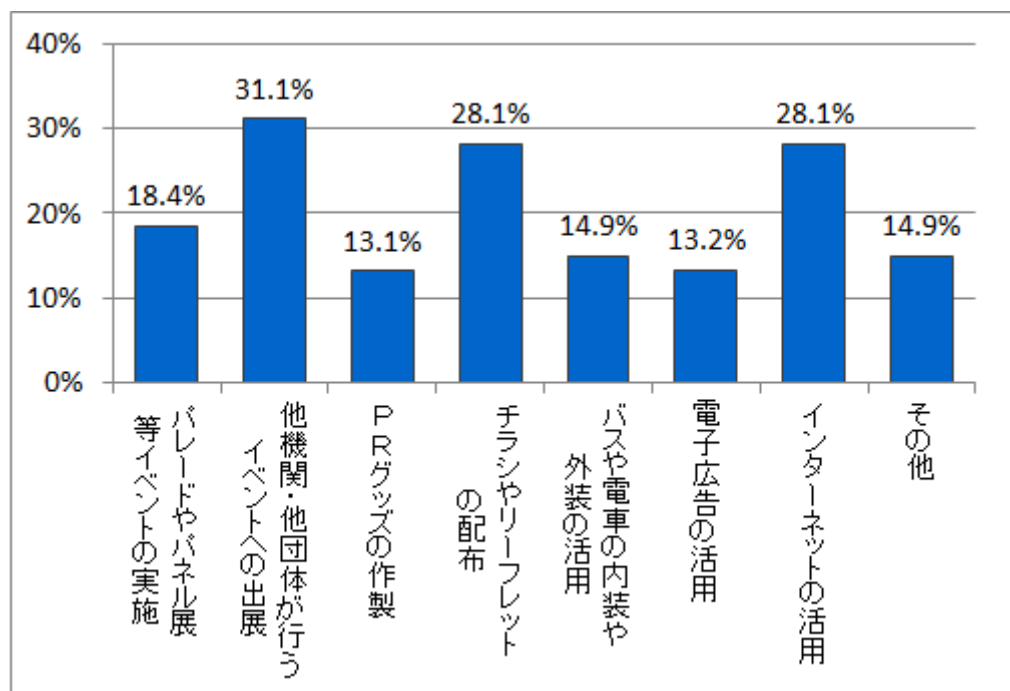
こうした5月の民生委員・児童委員の日 活動強化週間に合わせた集中的な広報は、100周年に際しての記念イベントとすることなく、今後も継続して情報発信していくことにより、民生委員・児童委員の制度や活動を都民に知っていただく有効な取組と考えられます。
- 加えて、民生委員・児童委員の活動内容や、委員がどのように対応し相談機関等につなげているのかを示す分かりやすい住民向けパンフレット、候補者の推薦母体となる自治会等に対して、活動内容のほか、どんな人が適任かなどを正しく知っていただくためのパンフレット、児童委員の役割や子育てサロン・地域の見守り等、様々な活動を行っていることを知ってもらい、児童虐待の防止等に資する子育て機関・子育て家庭向けパンフレットは、活動の周知に有効です。
- また、地域の中で民生委員・児童委員が誰なのか知っていただくための PR として、認知症サポーター養成講座に民生委員・児童委員にも参加してもらうことや、小中学校における行事等に民生委員・児童委員が呼ばれた際に、委員活動を紹介する機会を設けるなどの工夫が考えられます。
- さらに、民生委員・児童委員が地域に存在する意義や、地域にある関係機関や行政等との違い（民生委員・児童委員の特色）、活動は大変だけど、やって良かったと思うときなどの民生委員・児童委員の「生の声」を知らせることなど、地域住民に対し訴求力のある魅力的な PR も効果的です。

- 民生委員・児童委員活動実態調査⁵(以下「実態調査」という)では、YouTube等をはじめとするインターネットを活用した広報や、他機関・他団体が行うイベントへの出展が効果的との回答が多くありました(図12)。

また、地域の高齢者・子育て支援のサロンなどに積極的に出向くことや自らサロンを開催する等、地域でのイベントを通じて住民に民生委員・児童委員の活動や顔を知ってもらえる機会は、相談にもつながる効果的なPRになります。

- このように、多層的、継続的な広報により、住民の理解・共感を得ることができ、適任者の確保につながります。

図12 効果的な広報について(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

⁵ 民生委員・児童委員活動実態調査 都民連が平成30年6月～7月に実施し、都内の民生委員・児童委員960人(有効回答数)に対し、民生委員・児童委員としての日頃の活動から感じている意識等について聞いた調査

【コラム】 新一年生向けリーフレットの配布（国立市）

国立市では、毎年4月入学式で小学校1年生、中学校1年生向けのリーフレットを作成し、学校ごとに担当地区の民生委員・児童委員名簿と一緒に配布しています。

外面には、市役所の福祉関係、児童関係、教育関係の相談窓口を一覧にするとともに、中面には民生委員・児童委員の主な役割を分かりやすく記載しております。保護者の方から、「困りごとの相談先がわかって、安心です。」などの声が寄せられています。民生委員・児童委員の意見を受け、平成31年度からは鶯色の紙に印刷予定です。

外面

お問い合わせ	
国立市役所	☎576-2111(内)
〇児童・青少年係	〈児童福祉課〉
〇子育て支援係	〈生涯・幼児課〉
〇くじでら子育てサポート窓口	
〇ふくふく窓口	〈子ども・子育て総合相談〉
〇しよがらし児童支援係	〈福祉課〉
〇特別支援係	〈生涯課〉
〇児童相談係	〈児童課〉
〇高齢者支援係・地域包括ケアセンター	〈高齢者課〉
〇子どもの人権サポートマン	〈子どもの人権課〉
★子ども相談支援センター	☎573-0132
★保健センター	☎572-6111
★ボランティアセンター	☎576-3223
★国立市教育相談室	☎576-2109
★〇川児童相談所	☎523-1321
★少年非行相談センター	☎522-0938
★子ども福祉相談窓口	☎576-2000
〇110(110番)	
★子どもネット	カネコビル フリーダイヤル ☎0120-874-374
★子どもネットメッセージダイヤル	フリーダイヤル ☎0120-874-376 (24時間受付)
★くらしの相談	フリーダイヤル ☎0120-294-201 月・水・木(午前9時～正午) (民生委員・児童委員が電話でお答えします)

メモ

心ゆたかな街
くにたち

〈民生委員・児童委員〉
〈主任児童委員〉

あなたの地域担当は

民生委員・児童委員 _____

☎ _____

主任児童委員 _____

☎ _____

国立市民生委員・児童委員協議会
(事務局) 国立市健康福祉課福祉推進課

☎ 576-2111 (内線) 152

中面

民生委員・児童委員、主任児童委員はこんな活動をしています

地域のアンテナ役です

地域に悩みことや心配事を
聞いている方がいたり
気がついたら問題があったら速は
お知らせください。

**市民と行政を結ぶ
パイプ役です**

相談の窓口において
結果無効とあなたの
権利たし役をします。

地域の相談相手です

子供や家庭の問題をお気軽に
ご相談ください
私たちは秘密を守ることや
法律で義務付けられています。

国民運動イメージキャラクター
「エンジャー」です。

高齢者やしょうがいしゃが
安心して生活で生活するために
地域の皆さんと協力して
住みよいまちづくりを
頑張ります。

主任児童委員

児童福祉を専門に児童委員と
一体となって子供たちが
健やかに育つよう手助けします。

お住まいの地域には、民生委員・児童委員、主任児童委員がいます

【コラム】 ホームページに民生委員の想いを知らせるインタビューを掲載（都民連）

【涙を浮かべて「ありがとう」】

高齢者の実態調査で何軒もの世帯を訪問した中に、初夏の気持ちの良い天気の日だというのに、カーテンを閉め切っているお宅がありました。インターフォンを押しても応答はありませんでしたが、洗濯物が干してあり電力メーターが回っていたのです。ご在宅かなと思い再びインターフォンを押してドアをノックすると「どなたですか」と小さな声で応答がありました。

様子をお聞きすると、息子さんがいらっしゃるものの疎遠となっており、独居をされていることなどが分かりましたが、何となく気がかりであったため、それからはひと月に1回は訪問するようにしました。預貯金を切り崩した生活をされており、節約のためか外出をせず窓も閉め切ったまま。暖房は嫌いとおっしゃり冬は靴下を3枚重ねて履くなど、厚着をして寒さをしのいで暮らしていらっしゃいました。

市役所に生活費の相談に行くよう話したり「体に悪いから、外に出ましょう」と訪問するたびにすすめてみたりと関わりを続けたところ、生活保護を受給されるようになり、ある日、その方と街でばったり出くわしました。そのときに「散歩をするようになった」こと、「生活が安定したので、歯医者にも行けるようになった」ことを知らせてくださり、涙を浮かべて「ありがとう」という感謝の言葉をいただきました。「民生児童委員活動を続けてきて、本当によかった」。このことは忘れられない、うれしいできごとでしたね。

鈴木 康紀氏(東京都民生児童委員連合会常任協議員 昭島市民生児童委員協議会会長)へのインタビュー⁶

⁶ 都民連ホームページ 委員活動の紹介 民生児童委員インタビュー
<https://www.tominren.com/katsudo/interview/201810> から引用

② 候補者への適切な説明

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動

<現状・課題>

○ 委員就任前に受けていた活動内容の説明と実際の活動との相違を指摘する声が多くありません。

○ 平成28年度の全国調査の結果では、民生委員・児童委員になったことをどう感じているかについて在任期間別にみると、「少し後悔している」、「とても後悔している」の合計は、1期目の区域担当委員では14.2%、主任児童委員12.9%ですが、5期目以上の委員ではそれぞれ4.3%、3.2%と減少しています。

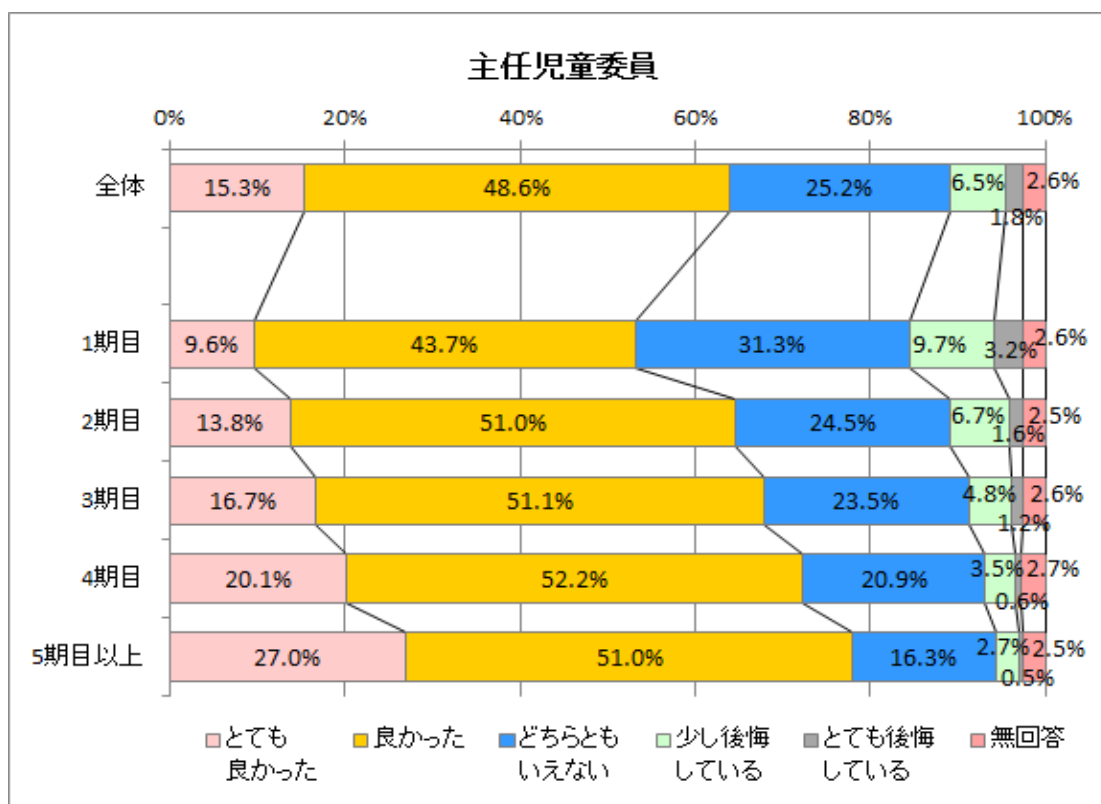
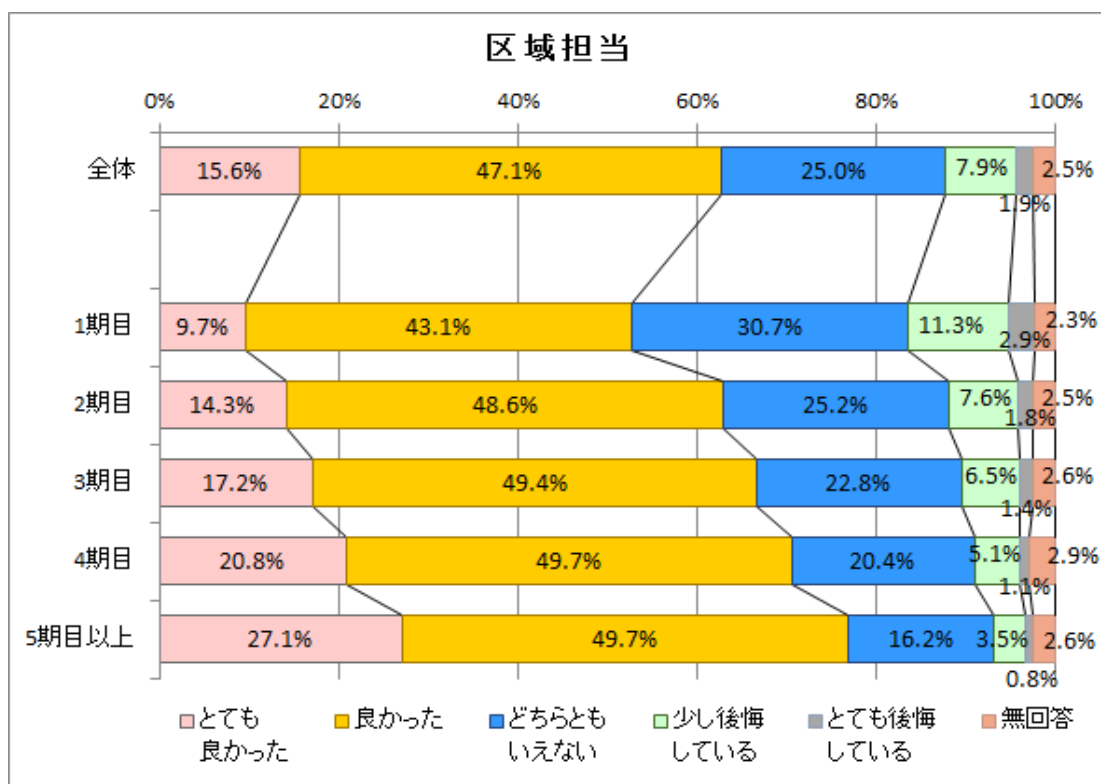
また、「とても良かった」「良かった」の合計は、1期目はそれぞれ52.8%、53.3%に対し、2期目、3期目、4期目と割合が高くなり、5期目以上の委員は76.8%、78.0%となっており、在任期間との関係が強いと考えられます。

(図13)

○ 候補者本人が正確に理解するためには、制度や活動内容など、丁寧に説明する必要があります。



図13 民生委員・児童委員となったことをどう感じているか



(平成28年度全国調査)

<取組の方向性>

- 委員就任前の事前説明において、活動上の苦勞を含め適切な説明を行うことが求められています。民生委員・児童委員の性格や役割、活動について具体的に理解していただく候補者向けパンフレットを用いて説明することは有効と思われる。

【コラム】 候補者向けパンフレットの配布（西東京市）

西東京市は「民生児童委員」が不足しています!!

民生・児童委員が地域には必要です

いないと困る民生児童委員

...民生児童委員は、地域住民の悩みやお困りごとにもその方の立場に立って相談に応じ、それぞれの困難に応じて適切な相談サービスや関係機関につなげる地域のボランティアです。こうした地域福祉のキーパーソンがいることは、地域で暮らしていく上での大きな安心につながります。

民生児童委員さんはこんな場面で活躍しています。

- 子育ての悩みや親の介護について困っています... **生活の上さまざまな相談**に応じます。
- 市役所に相談に行きたいとき、どの窓口に行ったら良いかわからない... **パイプ役**になります。
- 高齢者がひとりでお一人暮らしで生活しています。子どもの泣き声がよく聞こえるおうちがあります。生活が楽しい... **地域でそれとなく気を配り、見守って**います。
- 自宅で高齢の親族の介護をしています。心身ともに疲れてしまいました... **介護保険制度の利用に関して、関係機関との連絡窓口**になりましたり、**情報提供**をします。

民生児童委員はやりがいのある仕事です!!

西東京市では、候補者向けパンフレット「民生・児童委員が地域には必要です。いないと困る民生児童委員」を作成しています。

パンフレットには「民生児童委員さんはこんな場面で活躍しています。」と役割を記載し、中面には「民生児童委員にはこんな人が向いています。」
「民生児童委員の仕事はやりがいがあります!!」
「一人きりではありません!!」と、候補者に対し分かりやすくアピールしています。

このほか、個別支援活動の例や地域の活動の例示もしています。

このパンフレットを見て、「民生委員の役割がよくわかった」「困ったときに先輩委員に相談できるから、民生委員になってみようと思った。」との声がありました。



民生児童委員にはこんな人が向いています

- ・地域に貢献しようとする意欲のある人
 - ・普段の生活で、できるだけお住まいの地域にいられる人
 - ・時間のやりくりがしやすい人
 - ・地域住民の立場で物事が考えられる人
 - ・相談に見えた方の多様な個性や生き方を大切にできる人
- ※ 東京都の民生委員としての選考要件等（抜粋）
- ・ 基準日現在の70歳未満の方（主任児童委員は62歳未満。）
 - ・ 常勤（フルタイム等）の公務員、会社員でないこと
 - ・ 担当区域内に概ね3年以上居住していること（隣接区域でも可）

民生児童委員の仕事はやりがいがあります!!

- ※ たくさんの体験や経験から、人間として成長できたり、充実感が得られます。
- ※ 多くの研修機会があります。
- ※ 地域で年代の違う人たちとの様々な交流の機会があります。
- ※ 関係機関と一っしょに、相談者の悩みを軽くするお手伝いができます。

民生児童委員は一人きりではありません!!

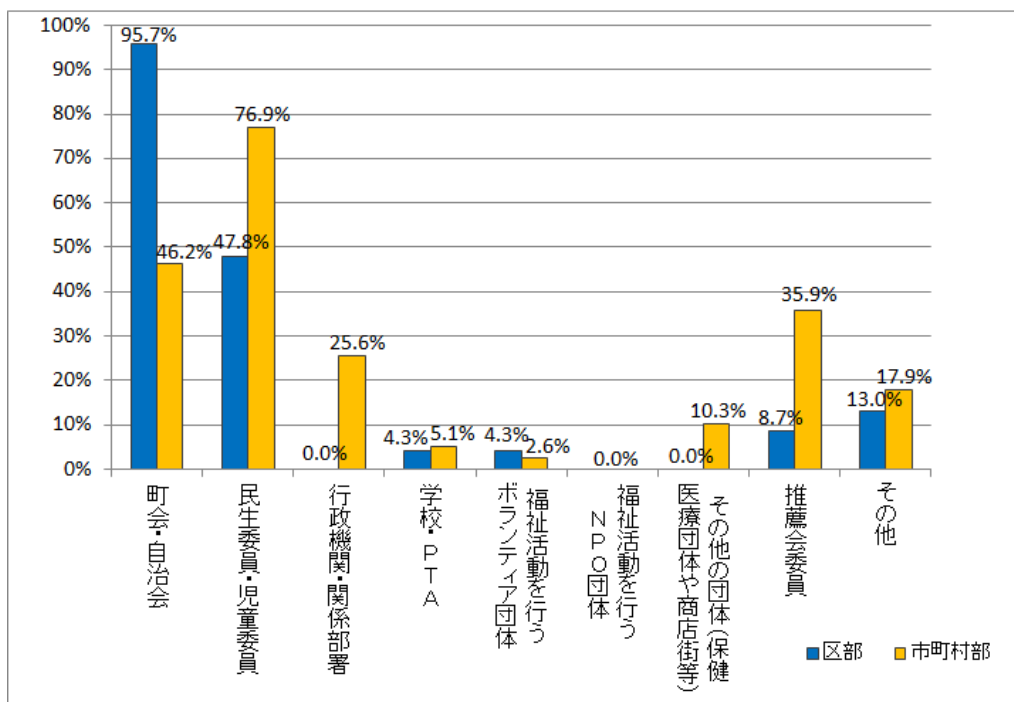
新たに民生児童委員になるといろいろと不安なことがあると思いますが、同じ地区のベテランの民生児童委員さんや、市の民生児童委員担当がしっかりとバックアップしますので、問題を一人で抱え込むようなことはありません。ご安心ください。

③ 候補者の推薦

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動
 <現状・課題>

- 都内の区市町村民協事務局に対し、候補者の推薦母体について聞いたところ、推薦形態は区部と市町村部で傾向が異なり、区部は、ほぼ全地区で町会・自治会から推薦されています。推薦母体は町会ですが、PTAや青少年育成会等から後任を探し、町会の推薦と照らし合わせながら全体で決めたり、町会や行政と民生委員・児童委員と一緒に候補者を探す雰囲気作りなど様々な取り組みを行っています。
- 市町村部では町会・自治会からの推薦は半数にとどまる一方、民生委員・児童委員からの推薦(退任する委員自ら後任を探すなど)が7割以上見られます。また、推薦会委員からの推薦も一定程度あります。民生委員・児童委員や委員OB、PTA関係者、学校の先生等から紹介を受け、候補者一覧を持って行政が説得に回ったり工夫している地域もあります。(図14)
- また、退任の際には民生委員・児童委員の役割を良く理解している民生委員・児童委員だからこそ良い後任を探せるという期待から、代表会長が全体会で呼びかけている地域もあります。

図14 候補者の人選について(複数回答)



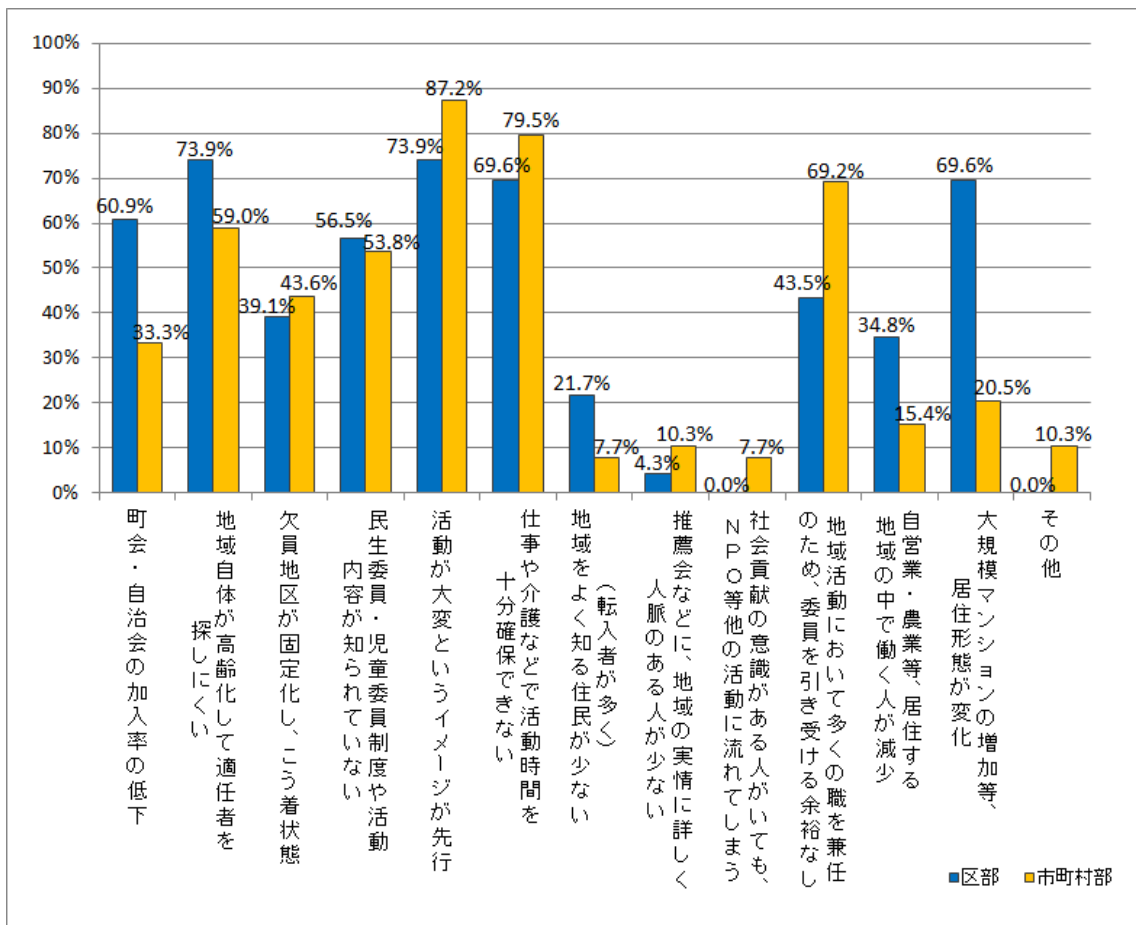
(平成30年度福祉保健局生活福祉部調査)

○ 区市町村民児協事務局に対し、適任者の確保が難しい要因を聞いたところ、区部・市町村部とも「活動が大変というイメージが先行している」、「仕事や介護などで活動時間を十分確保できない」、「地域自体が高齢化して適任者を探しにくい」の回答が多くなっています。

また、区部では、「大規模マンションの増加等、居住形態が変化している」、「町会・自治会の加入率の低下」を要因に挙げている地区が多く見られます。

市町村部では、「地域活動において多くの職を兼任しており、委員を引き受ける余裕がない」の回答が多くありました。(図15)

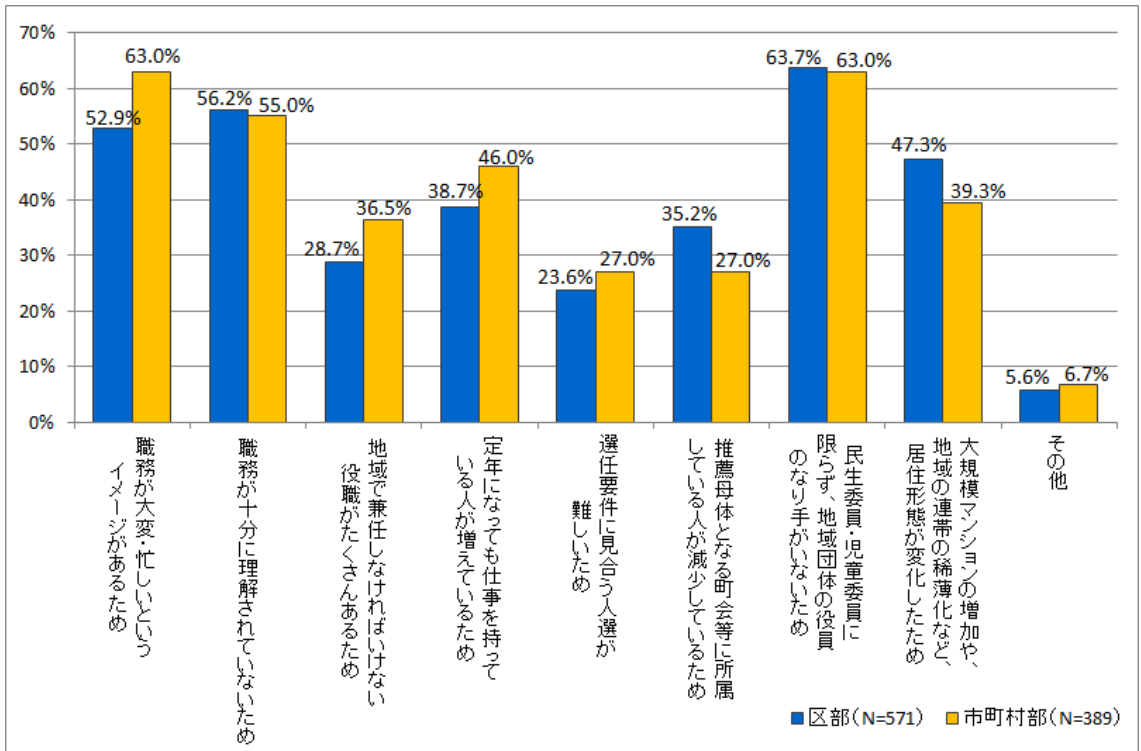
図15 適任者の確保が難しい要因(複数回答)



(平成30年度福祉保健局生活福祉部調査)

- 民生委員・児童委員活動実態調査では、なり手不足の理由について「民生委員・児童委員に限らず、地域団体の役員のみなり手がいないため」が区部・市町村部ともに6割を超えています。また、「民生委員・児童委員の職務が大変・忙しいというイメージがあるため」「民生委員・児童委員の職務が十分に理解されていないため」も5割以上となっています。（図16）

図16 民生委員・児童委員のみなり手がいない理由（複数回答）



（平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査）

- 区市町村では、次期一斉改選に向けて地域ケアネットワークの中に入っている自治会・町会や学校、社会福祉協議会、福祉団体といった様々な団体の集まりの場において候補者を紹介していただくようPRしたり、自治会連合会の会議に出席し、一斉改選に向けて推薦を依頼するなど、取り組みを始めています。
- 大学でコミュニティカフェを立ち上げ、民生委員・児童委員や学生が参加したり、キャンパスに地域の方にも参加してもらおうプログラムを実施している事例もあります。こうした開かれたネットワークを活用し、そこに自治会にも入っていただき、自治会長にはネットワークの一人として活動していただいています。また、徳島県では子供民生委員活動の取り組みがあり、他の地域でも同じような取り組みが始まっています。

こうした地域との日常の関わりの中で民生委員を理解してもらう下地を作り、気運を高めることは、候補者を発掘するための新たな可能性につながります。

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員候補者は、自治会・町内会から選任される割合が高いですが、地域には、ボランティアセンターをはじめ、社会福祉法人やNPO法人、企業、子ども食堂や学習支援、居場所づくり等を行っている民間団体、学校やPTAなど地域の支え手が多く存在しています。また、委員のうち、社会福祉事業従事者は、平成19年度に比べて平成28年度は2倍以上になっていることも注目されます。

- 板橋区では、欠員地区の社会福祉法人の理事長と民生委員・児童委員が話し合い、社会福祉法人が受け入れているボランティアの中から適任者を推薦していただくよう依頼を始めました。地域に貢献している団体や住民に民生委員・児童委員の職務を十分理解していただき、委員候補者の推薦を依頼するとともに、大規模マンションなどの場合、マンションの管理組合を通じて候補者を推薦するなど、区市町村が必要に応じて人選の手法を工夫していくことが重要です。

- また、区市町村は、自治会連合会をはじめとする関係団体の会議に出席し、一斉改選に向けて推薦を依頼することや、それらの団体の事務局に出向いてPRすること、さらには、商工会、農協関係、教育関係等福祉関係以外の団体にも積極的に周知することが考えられます。
加えて、民生委員・児童委員に業務を依頼している庁内の部署を集めて連絡会を開催して、各部署でも候補者を探してもらうことも期待されることです。



④ 民生委員推薦準備会の活用

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動
 <現状・課題>

○ 各区市町村では、民生委員・児童委員の推薦のために民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）を設置しています。また、推薦会の協力機関として、概ね単位民児協ごとに民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を任意設置しています。

推薦準備会の委員は、その地域で活動する町会・自治会、教育・文化関係団体、社会福祉団体、女性団体などとなっています。また、都内では12区市町村に設置されています。

- 推薦準備会を設置する効果は、以下の3点です。
 - ・ 推薦準備会のメンバーが地域で活躍している方の情報を把握しており、人選が行いやすく、また、実質的な審査ができる。
 - ・ 推薦準備会に候補者探しを依頼することで期日までに候補者を選出するという責任と熱意をもって人選いただいている。
 - ・ 地域の関係機関・団体の方がメンバーになっているため、推薦準備会の運営や推薦準備会による候補者探し自体が、民生委員・児童委員について地域の方々に知っていただく機会になっている。
- こうした効果により、推薦準備会設置の区市町村の充足率が高い傾向にあります。（表5）

表5 民生委員推薦準備会設置区市町村と未設置区市町村の充足率の比較

（単位：区市町村数）

充足率						充足率平均
	80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上	
推薦準備会設置区市町村	0	1	1	5	5	93.6%
未設置区市町村	5	5	11	7	22	89.6%

平成28年12月1日現在。八王子市を含む。（福祉保健局生活福祉部作成）

<取組の方向性>

- 推薦準備会の設置により、民生委員・児童委員の人材確保について地域住民の理解が得られるなど、一定の成果をあげており、充足率向上のために、推薦会の協力機関として推薦準備会を設置し、進めることは、有効です。

⑤ 民生委員・児童委員研修

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：①個別支援活動の向上

<現状・課題>

- 地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあつて、自ら地域の一員でありつつ、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。

他方、地域住民が抱える課題が多様化するなかにあつて、さまざまな相談に対応し、その内容に応じた適切な専門機関へのつなぎ役としての役割を果たしていくためには、民生委員・児童委員自身に幅広い知識や力量が必要となっています。

- 民生委員法第 2 条には「民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。」とあります。この規定は努力義務ではありますが、社会保障や社会福祉をはじめとする各種制度についての知識、また相談援助に必要な技術を習得していくためには、研修の果たす役割が重要です。

- また、民生委員法第 18 条では、「都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。」とあります。

- 全民児連では、今後の研修事業のあり方について、平成 25 年 3 月に、研修体系および研修別のモデルプログラムを提示し、全国の民児協における研修事業の充実を働きかけています⁷。

- 都民連では、かねてより体系的な研修を企図し、①都民連が独自に行う自主研修、②東京都並びに八王子市からの受託研修、③全民児連などの関係機関・団体の主催する研修会へ委員を派遣する派遣研修の計 3 種類の研修を行っています。

自主研修のうち、5つの事項別部会（子育て支援部会、児童福祉部会、障がい福祉部会、生活福祉部会、高齢福祉部会）並びに主任児童委員部会では、3年一期にわたり各事項について理解を深め、民生委員・児童委員としてどのような支援ができるかを探り、これからの民児協活動に生かしていくことをねらいとしています。また、民児協の中心である会長の資質向上を図り地域福祉の進展に資するため、都内 399 の単位民児協会長が一同に集まる協議員研修会や、54 の区市郡支庁会長からなる常任協議員研修会を開催しています。

⁷ 平成 25 年 3 月 全民児連「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」

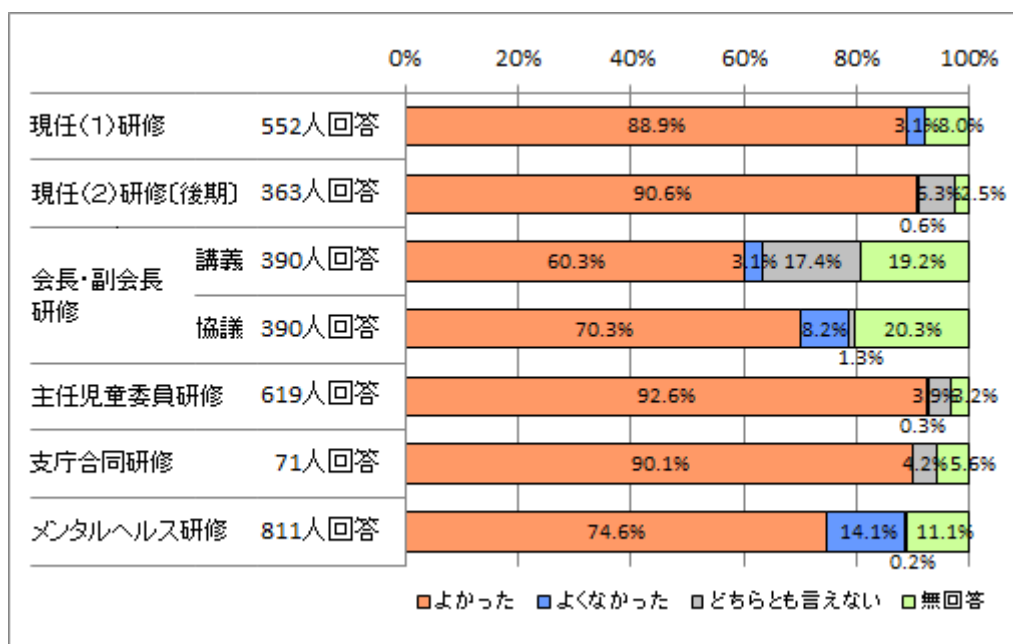
受託研修では、全国に先駆けて階層別・職層別の研修に取り組み、研修を企画する際には都民連が策定した東京版活動強化方策を意識しています。(表6)

表6 東京都並びに八王子市からの受託研修(平成30年度 主なもの)

研修名	受講対象・受講日数(一人当たり)・内容
新任民生委員・児童委員研修	【対象】 新任民生委員・児童委員 【日数】 合計3日間 【内容】 基礎研修で、福祉全般を学ぶ(相談援助の基礎知識、民生委員・児童委員活動の総論、各福祉分野)
現任(1)民生委員・児童委員研修	【対象】 概ね1期目の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 1日 【内容】 個別支援活動の基礎を学ぶ(個別支援活動における傾聴等の相談技術、守秘義務の大切さ、情報の取り扱いについて)
現任(2)民生委員・児童委員研修〔前期〕	【対象】 概ね2期以上10年未満の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ(分野別個別支援活動等)
現任(2)民生委員・児童委員研修〔後期〕	【対象】 概ね10年以上の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 半日 【内容】 10年以上の経験を活かし、福祉課題に対するさらなる理解と実践力の強化を図るとともに、後輩委員への適切な助言等を学ぶ
会長・副会長研修	【対象】 会長・副会長(但し、支庁管内の会長・副会長は除く) 【日数】 半日 【内容】 会長・副会長の立場で考えるべき民児協運営等について学ぶ
主任児童委員研修	【対象】 主任児童委員 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
支庁合同民生委員・児童委員研修	【対象】 支庁管内の民生委員・児童委員 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
支庁民生委員・児童委員研修	【対象】 支庁管内の民生委員・児童委員 (大島・三宅・八丈支庁を1年ずつ順番に実施) 【日数】 2日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
メンタルヘルス研修	【対象】 2期以上の民生委員・児童委員、主任児童委員 【日数】 半日 【内容】 民生委員・児童委員活動における悩みやストレス等を早期に解決し、生き生きと活動を続けていくために、委員自身の心の健康づくりとなる「メンタルヘルス」について学習する

- 受託研修の受講後アンケートでは、「受講してよかった」との回答が多くありました。研修では、講義等を通して事項に関する新しい学びや相談援助等の技術を習得し、個々の委員の質の向上を図るだけでなく、受講者同士少人数でグループ協議を行うことで、他地区の取り組みを知り、活動に対する意欲を高める効果が見られます。(図17)

図17 東京都並びに八王子市からの受託研修の受講者アンケート
(平成30年度抜粋)



- 区市町村では、全ての民生委員・児童委員に対して時宜に応じたテーマについての研修や、委嘱時に職務と役割の理解を深める新任研修を行っているところが多く、また、新しい制度が始まる際にも研修を行っています。
- このほか、民児協が行う児童・高齢・障害などの分野ごとの事項別部会があり、「個々の委員が民児協組織の活動に主体的に参画できる場であること」「特定分野の課題等について組織として継続的に取り組める」というメリットがあります。
- 地区によっては、民児協の自主活動において事例検討を行ったり、近隣の委員同士で班を構成して話し合い、助言をもらうなど、個別支援活動の強化につながる取り組みを行っています。

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員の研修においては、時代の変化とともに現れている住民の生活問題を正しく捉え、適切な公的機関等と連携して対応していく学びが重要です。
- 都民連においては、今後も新任委員から中堅委員、主任児童委員、単位民児協の正副会長など、その経験や役割に応じた研修を、都全域の委員を対象に実施し、実践力を身につけるため、事例検討やワークショップの活用等参加型の研修を行うなど、研修手法についてさらなる工夫が求められます。また、参加の利便性を確保するために、都内を複数のブロックに分けた研修の開催や1回の開催時間を短くし複数日に分けて実施しています。今後は、平日勤務の常勤就労者の委員に配慮して実施する曜日を検討することも考えられます。
- また、不安を抱えながら活動を続けている新任の民生委員・児童委員をはじめ、解決困難な課題に取り組んでいる委員が、日々の活動のなかで孤立しないためには、東京都レベルに加え、区市町村や民児協レベルでの研修・事例検討などを重層的に実施することにより、民生委員・児童委員としての力を高めていくことが求められます。
- これらの体系的・重層的な研修による学びや新たな経験、知識・技術の広がりを通して、自らの自信にもつながり、やりがいをもって民生委員・児童委員活動を円滑に行うことが期待できます。



(2) 民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備

住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しています。一方で、活動は大変だけどやりがいがあるとの声も多く聞きます。

活動支援に向けた環境を整備し、負担感の減少により長く活動を続けることができるよう検討します。

① 地域の実情に応じた支援

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動

<現状・課題>

- 東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部まで、場所によって大きく異なります。また、地域の実情により、民生委員・児童委員を取り巻く環境は様々であり、区市町村が行う民生委員・児童委員への支援も多種多様だと考えられます。
- オートロックマンション等の集合住宅が急増している地区では、民生委員・児童委員が訪問すること自体苦慮しており、また都営住宅等、住民の高齢化により適任者を確保できず長期に渡り欠員が生じている地区では、会長や近隣地区の委員が手分けしてフォローしているものの活動量が増え負担になっています。
- 平成19年度から開始した民生・児童委員協力員事業は、都内62区市町村、399民児協のうち、平成30年4月現在、34区市町、116民児協で実施し、219人の委嘱となっています。
今後の事業利用の意向については、「利活用していく方針」の区市町村が6割、単位民児協が3割、「導入しない」との結論に至った区市町村が4割、単位民児協が7割近くあります。また、協力員の約3分の2が民生委員・児童委員経験者（OB）です。⁸
- 多忙な委員や経験の浅い委員をOBが協力員としてフォローすることで各委員の負担軽減に貢献している区市町村がある一方、協力員の委嘱より民生委員の確保が優先と考えるなど、活用しない区市町村もあります。
- 現在、多くの区市町村において、区市町村や社会福祉協議会会長が委嘱する「地域福祉推進員」や「高齢者見守り相談員」、「ふれあい相談員」等地域福祉に協力を得る委員制度が存在しており、民生委員・児童委員と連携して活動し

⁸ 平成29年5月 都民連「民生・児童委員協力員事業の活用に関する報告」

ています。

<取組の方向性>

- 都は、地域の実情に応じた民生委員・児童委員の活動環境整備のための取組を促進するよう、区市町村を支援する必要があります。
- 日頃からマンションの管理人と良好な関係を構築し、民生委員・児童委員活動の理解を深めておくとともに、管理人（管理会社）やマンションの住民に必要なに応じて民生委員・児童委員に協力してもらう仕組みなどが求められています。
- 長期欠員地区については区割りを見直したり、委員を増やすことで担当世帯数を減らすなど、一人当たりの負担を軽くすることで、欠員地域が生じないようにする方策も考えられます。
- また、区市町村や民児協において、自地区の状況をよく把握したうえで、特定の委員に偏った負担を平準化することなど、負担軽減の検討も重要です。都には、広域的な立場から、こうした地域の実情を踏まえた検討に対し、必要に応じて支援していくことが求められています。



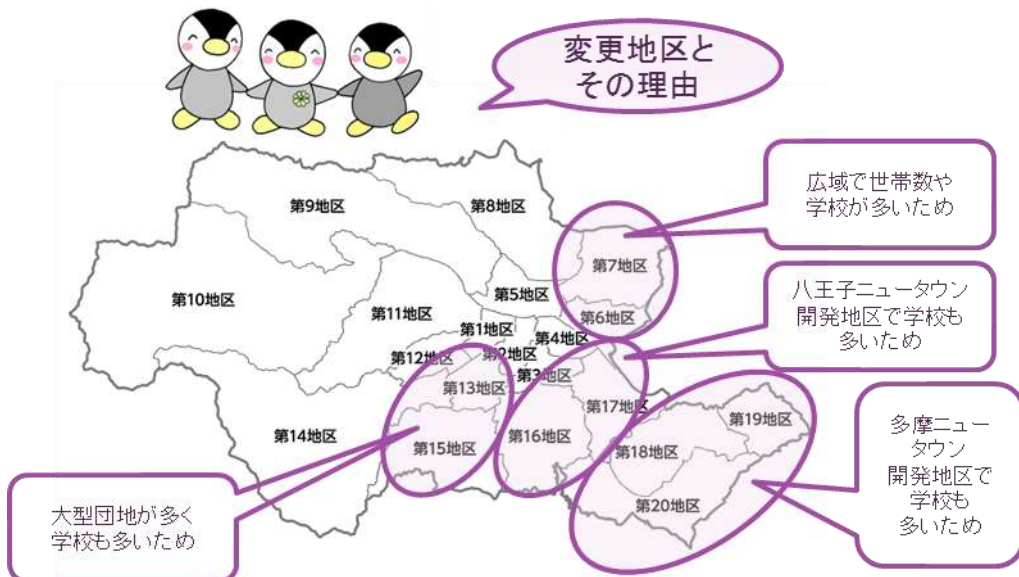
【コラム】 活動しやすい環境整備～充足率100%を目指して～（八王子市）

高齢化社会が進み地域福祉の重要性が高まる中、民生委員・児童委員をいかにして確保していくか？それは委員が活動しやすい環境を作っていくことだと、八王子市民児協では考え、検討委員会を立ち上げ、現状把握のための調査を行いました。最終的に市に「意見書」を提出し、民生委員・児童委員の担当世帯数を、都内平均 600 世帯程度（当時）に平準化させるため、平成 22 年の一斉改選時に①区域割の変更、②委員の増員を実施しました。その結果、きめ細やかな見守り活動を行うことができるようになり、地域の方に喜んでいただくとともに、委員一人一人の負担を減らすことができました。

現在も、改選ごとに各委員にアンケートを行い、活動の現状把握に努めています。

<変更内容>

- ①区域割 16 地区→20 地区に増、地区番号振り直し
（4つの地区を2分割⇒4増）
- ②定数 407 名→445 名に増、地区定数の変更
（区域担当 29 名、主任児童委員 9 名）



【コラム】 ふれあい相談員の配置（港区）

港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業
知ってください！ ふれあい相談員

*** 高齢者宅を訪問し、相談を受け、必要な支援につなげます ***

●ふれあい相談員ってどんな人●

社会福祉士や主任介護支援専門員等の資格を持つ専門職員です。ひとり暮らし高齢者等を訪問するほか、民生・児童委員、町会・自治会等の地域の集まり、イベント等に参加し、活動の周知をするともに地域のみなさんから依頼に相談していただける関係を築いています。

●ふれあい相談員の訪問活動●

ふれあい相談員は、高齢者相談センター、民生・児童委員、町会・自治会等との連携のもと、積極的に地域に出向き、介護保険や区の高齢者サービス等の利用の案内、ひとり暮らし高齢者等からの相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。

高齢者の真実への気づき



*港区の事業です。事業の問合せは高齢者支援課在宅支援係 TEL:3578-2402 FAX:3578-2419まで

港区では、積極的に地域に出向き、ひとり暮らし高齢者などを訪問し、高齢者の困りごとなどの相談を受け、必要な支援につなげる「ふれあい相談員」を平成23年度から配置しています。

ふれあい相談員は、社会福祉士や保健師、看護師等の資格を持つ専門職員として、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所などとの連携のもと、ひとり暮らし高齢者などを訪問するほか、地域の集まり、イベントなどに参加し、地域の方々から気軽に相談していただける関係を築いています。

各地区の定例会には、ふれあい相談員も参加し情報交換等を行っています。一緒に出席している民生委員・児童委員からは、「活動の負担感が軽減された」との声が多くあります。

地域の皆さまへご協力のおねがい

高齢者のこんな異変に気付いたら・・・

<外から見ていて気付くこと>

郵便物がたまっている	ここ数日姿を見ていない気がする
昼間なのに電気がついている	同じ洗濯物が干したまま
雨なのに窓が開けっ放し	見たことのない人が出入りしている

<訪問したとき・お会いしたとき>

元気がない 借せた気がする	同じ事を何度も言う 話がかみ合わない
部屋が乱雑 衣類の汚れ・臭い 髪がボサボサ	あざや怪我があり 理由を語ったがらない 大声が聞こえる

お近くのふれあい相談室・高齢者相談センターにご連絡ください!

●ふれあい相談室一覧（平日9:00～17:00）			
芝地区ふれあい相談室	☎0601-0980	麻布地区ふれあい相談室	☎3451-7905
赤坂地区ふれあい相談室	☎0410-2400	高輪地区ふれあい相談室	☎0447-1340
芝浦東地区ふれあい相談室	☎3490-0818		
●高齢者相談センター一覧（24時間対応可能なセンターは◎にマークを付しています）			
芝地区高齢者相談センター	☎5232-0940 FAX:5448-8827	麻布地区高齢者相談センター	☎3453-8032 FAX:3453-8998
赤坂地区高齢者相談センター	☎0410-3415 FAX:5410-3417	高輪地区高齢者相談センター	☎3448-9899 FAX:3448-9868
芝浦東地区高齢者相談センター	☎3490-8909 FAX:3490-8908		

*港区の事業です。事業の問合せは高齢者支援課在宅支援係 TEL:3578-2402 FAX:3578-2419まで

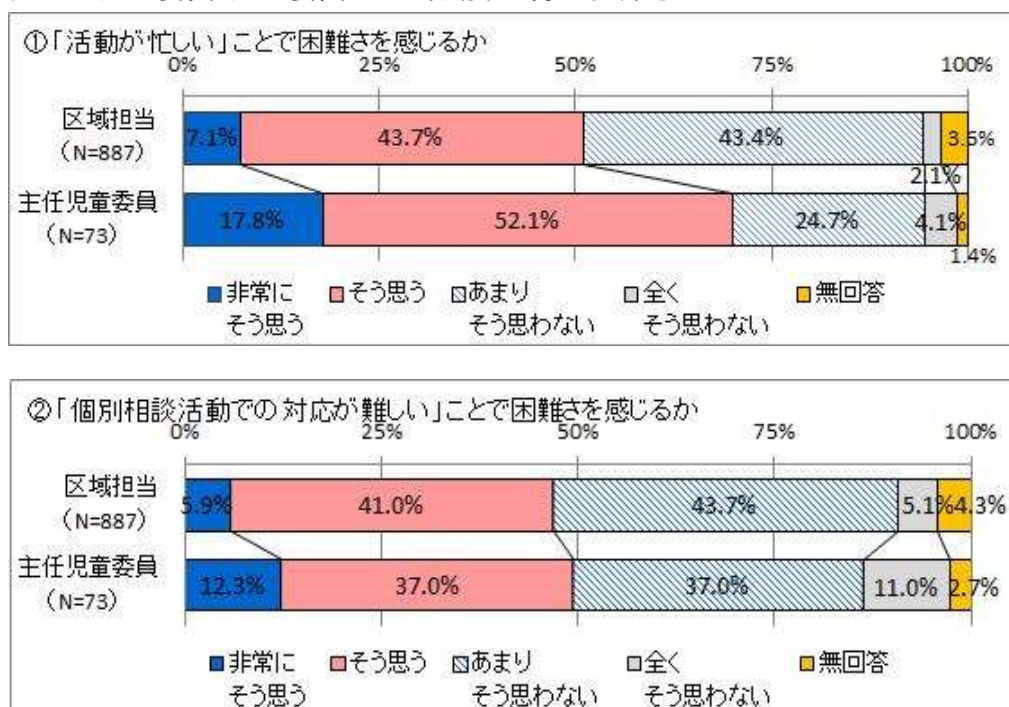
② 民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員に対して行政や関係機関等から様々な業務が依頼されています。また、行政は、子供分野、高齢者分野、障害者分野等に分かれており、それぞれの部門から依頼されるなど、民生委員・児童委員の業務負担は高まっています。さらに、中にはその職務を超えるものも散見されます。
- 活動する際の困難さについて、実態調査によると、「活動が忙しい」を「非常にそう思う」「そう思う」と回答した委員が、区域担当では約 50%、主任児童委員においては約 70%を占めています。個別相談活動での対応が難しいことで困難さを感じるという回答したのは「非常にそう思う」「そう思う」合わせて半数程度でした。(図18)
- 民生委員・児童委員は地域住民の緊急性のある課題に対応せざるを得ない場合があります。民生委員・児童委員に占める就労者の割合が高まる中、行政の担当者に連絡がとれないことが委員の負担になっているという声も多く聞きます。

図18 民生委員・児童委員として活動する際の困難さ

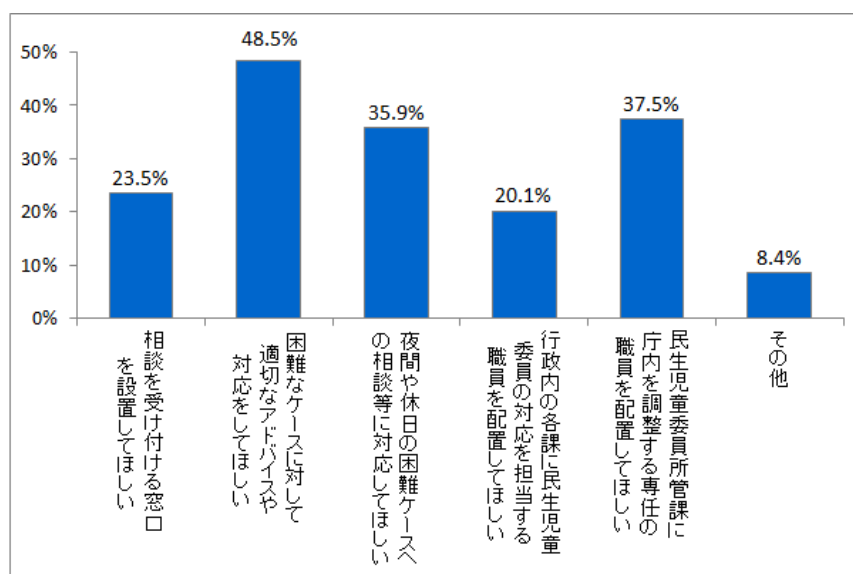


(①～② 平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査)

<取組の方向性>

- 今後、地域によって取組が進められていく住民同士の支え合いによる日常生活支援体制の整備や住民参加による地域づくりの進展なども見据え、地域の実情を踏まえながら民生委員・児童委員の活動範囲について整理・検証する必要があります。
- そのためには、行政の所管部署等が民生委員・児童委員が行っている業務を集約し、必要なものをよく検証した上で依頼・情報提供するよう、民児協から行政の各部署や関係機関等に働き掛けることも必要であり、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中核として、力を効果的に発揮できる環境を整備していくことが必要です。
- 対応が困難なケースや専門的な知識が必要な場合に、行政から適切なアドバイスを受けることや、民生委員・児童委員所管課に庁内を調整する専任職員の配置、区市町村行政機関の閉庁時間帯における民生委員・児童委員からの連絡や相談に応じる体制を整備することは委員の安心感につながります。(図19)

図19 行政のサポート体制について(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

【コラム】 民生委員・児童委員から緊急時の連絡方法（江戸川区）



【緊急報告事例】

【事例1】
 ひとり暮らし高齢者のため、訪ねられた「ひとり暮らし高齢者調査員」を呼んで住所内を調査して歩いた。調査を終えて自宅に帰り、妻の通報を受けて「ひとり暮らし高齢者調査員」の一歩もたらないページがあった。

【報告の流れ】
 個人情報の紛失です！すぐに「報告」をします。
 1. 地区長へその旨を報告
 ・必要がなければ報告
 ・自分では区役所に連絡し、後でお知らせへ報告
 2. 警察に届け出
 ・報告事項
 ・発生日時・場所・氏名・内容など発生した状況・状況を報告
 3. 連絡を受けた地区長は区役所に連絡

【事例2】
 高齢者の午後7時頃、近所の住民から「浴槽から落ちていたはずの子ども、今日は特に浴槽の音も声と子どもの鳴き声がない。怖いので、お留守にするような音も聞こえていない」との連絡。

【報告の流れ】
 児童虐待がもしもありません。児童が（子どもの安全・安全に関わる時）が認められます！
 ただし、児童虐待が疑われる時、子ども家庭支援センター・児童相談所の就業時間外になります。
 1. 児童相談センター（児童相談所）へ電話（03-3652-1170）へ
 2. 必要に応じて、地区長や民生委員へ連絡
 ※ 状況によっては、119番通報を要することもあります。
 また、区役所への連絡も必要となることもあります。

大切な「ほう（報告）・おん（連絡）・そう（相談）」！
 ・内線直通は、児童委員活動を行うために
 児童相談所・子ども家庭支援センター等から「ケース会議」への出席を求められることもあります。地区長や民生委員、主任児童委員、地区長会で情報共有！
 お互いに連絡・通報をしっかりとることが大切です。

民生・児童委員活動をしている中で、いろいろな事があると思います。困ったとき、困ったときは一人で抱え込まず、地区長や近隣地区の民生・児童委員、または事務局へご連絡・ご相談ください。

ワンポイント！

**土日祝・夜間・年末年始
スムーズに連絡するために！**

土日祝・夜間・年末年始は区役所の警備室にまで連絡します。
 対応するのは「警備員」です。
 以下のように伝えるとスムーズに連絡がとれると思います。

はい、江戸川区役所です。
 江戸川区役所 警備室
 03-3652-1170

ポイント1
 「〇〇地区民生児童委員の△△です。」

ポイント2
 「福祉推進課警備係長に連絡したいのですが・・・」
 ・民生・児童委員連絡自事務係は「福祉推進課併設」です。

ポイント3
 ・連絡したい事項を伝えてください。
 ⇒発生した事象・状況など

ポイント4
 ・お呼び出しの連絡先、ご自分の電話番号を伝えてください。

江戸川区では、緊急時連絡方法のフローチャートを作成し、全民生委員・児童委員に配布しています。

委員活動において閉庁時間に緊急対応が必要な場合などの対応例、そのほか、土日祝・夜間・年末年始に区役所警備室に連絡する際の4つのポイントを分かりやすく記載しており、「安心して活動できる。」と民生委員・児童委員に好評です。

③ 民児協組織の活性化

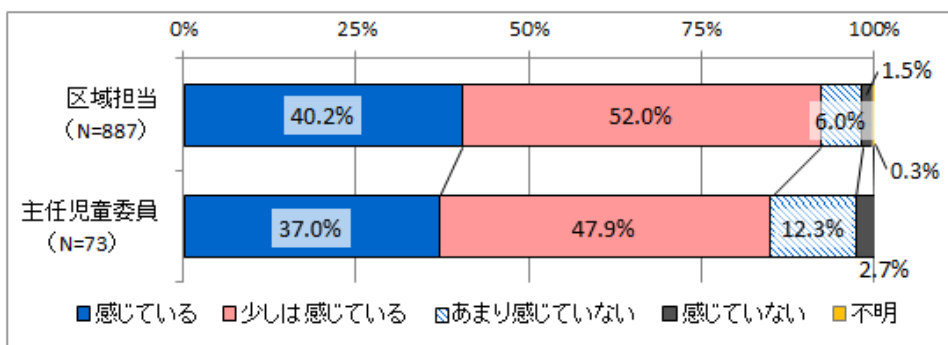
都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員はそれぞれが豊かな経験を持っており、個別相談活動や日常的支援活動、行政や関係機関等からの依頼事項への協力などを通じて、これまでの経験や能力を生かして地域福祉に貢献しています。
- 委員活動を続けるうえで大切なこととして、活動のやりがいがあります。活動実態調査によると、区域担当の約 92%、主任児童委員の約 85%は活動にやりがいを「感じている」又は「少しは感じている」と回答しています。

(図20)

図20 「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じているか」

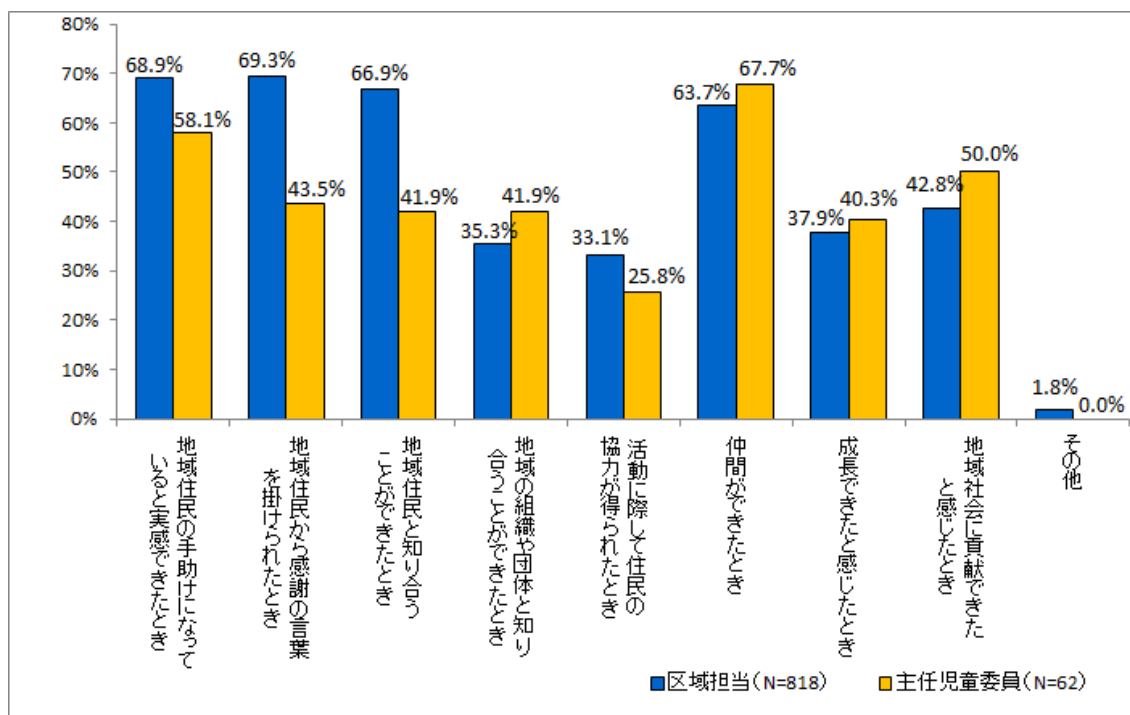


(平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- また、どのようなときにやりがいを感じるかについては、上位の意見が「地域住民の手助けになっていると実感できたとき」「地域住民から感謝の言葉を掛けられたとき」であり、地域との関連性が高い結果となっています。

(図21)

図21 「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じる時」(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

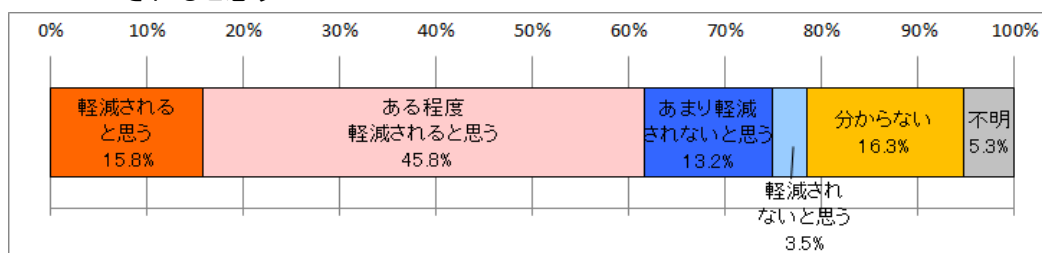
- 各民生委員・児童委員がやりがいを持って活動を行うため、単位民児協の会長には、単位民児協運営の工夫が求められています。都内の単位民児協 399のうち、平成28年12月の一斉改選に伴い、新任会長が215人、その割合は53.9%となっています。
- 一方、民生委員・児童委員として地域の学校や関係機関の行事、冠婚葬祭等への参加が求められることが多くあります。その対応はケースバイケースであったり、個人の意識に任されていたりするなど、どこまでかわれば良いのか明確でないことが多い状況です。
- 民生委員は民生委員法第20条で「民生委員協議会」を組織することとあわせ、児童委員も児童委員の活動要領によって「児童委員協議会」を組織することになっており、区域も構成員も同一のため、民生委員児童委員協議会と称し

て統合して実施しています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子供を取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。民生委員である児童委員がその世帯丸ごと関わることの意味と使命を意識するよう、民生委員児童委員協議会において、子供に関する事柄を取り上げるなどの工夫が求められます。

<取組の方向性>

- 単位民児協は、各委員が日々の活動を支え合うことで、解決困難な問題を一人で背負わず、協働した取り組みを進めるための場となることが期待されます。また、3年に一度一斉改選があり、会長や民生委員・児童委員が入れ替わる中で、委員が生き生きとやりがいをもって活動できる環境を整備するには、単位民児協運営における会長のリーダーシップが求められています。
- 民生委員・児童委員活動を行政の高齢・子供・障害等の所管別・分野別に整理したわかりやすい活動マニュアルがあれば、活動の困難さが「軽減される」「ある程度軽減される」と回答した方が6割を超えています。(図22)

図22 行政の所管別・分野別に整理した活動マニュアルにより、活動の困難さは軽減されると思うか



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- また、都民連が四半期ごとに発行している「都民連だより」には定例会開催の工夫や新旧委員の引き継ぎ方法などを盛り込んだ単位民児協運営の好事例を掲載しており、民生委員・児童委員としてのスキルを身につけるために効果的です。
- 一人ひとりの委員が生き生きと民児協活動に参画し、個別支援や地域における実践力の向上を目指します。
さらに、民児協組織の活性化のためには、毎月の定例会において報告、連絡だけでなく、民生委員・児童委員同士で意見を出し合える時間を確保するなど、工夫が必要です。

- 地域の冠婚葬祭等への対応や学校、関係機関からの行事参加依頼への対応については、民児協を中心に協議し、参加すべき範囲などについて、行政や主催者側の学校・関係機関、町会・自治会等と申し合わせをする機会を持つことが必要です。
- あわせて、民生委員・児童委員は、日頃から学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等を通じて、地域の子供たちの「身近な大人」となれるような関係づくりを進めることが期待されます。
- 「気になる家庭」については地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりが期待されるとともに、課題を抱える親子を把握した際には、区市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが求められます。
さらに、適切に声掛けができるためのスキルを研修などにより身につけることが必要です。



【コラム】 参加しやすい定例会（中野区）

中野区民児協では、区内の単位民児協全てが集まる合同民児協を年5回開催しています。その内の2回は、午前の部、午後の部、夜の部を設けて実施しています。同内容の会合を時間を変えて実施することで、委員の都合に応じた参加ができるようにしています。さらに毎月行われる地区定例会に参加が難しい場合、他地区の定例会に参加することも認めています。

他地区の定例会に参加することは、自地区以外の運営を知る機会にもなっています。⁹

平成30年度 中野区民生児童委員協議会行事予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員協議会	18日(水) PM 新井区協心 14時～16時	16日(水) PM 新井区協心 14時～16時	14日(水) PM 区民協心 14時～16時	12日(水) PM 東工舎協心 14時～16時		12日(水) AM 区民協心 9時～10時	11日(水) PM 東工舎協心 14時～16時	10日(水) PM 区民協心 14時～16時	12日(水) PM 東工舎協心 14時～16時	11日(水) PM 区民協心 14時～16時	14日(水) PM 区民協心 14時～16時	13日(水) PM 区民協心 14時～16時
委員協議会	22日(水) AM 中野区協心 9時～10時	20日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	21日(水) PM 中野区協心 14時～16時
その他											【大会】 21日(水) PM 中野区協心 14時～16時	【大会】 21日(水) PM 中野区協心 14時～16時
地区民児協 (※単位民児協)	中野		19日(水) 13:30				22日(月) 13:30	20日(水) 13:30		23日(水) 10:00 会場申込	19日(水) 13:30	20日(水) 13:30
	新井		20日(水) 13:30				11日(水) 13:30	20日(水) 13:30		14日(水) 10:00 会場申込	20日(水) 13:30	20日(水) 13:30
	東野		19日(水) 13:30				23日(水) 13:30	20日(水) 13:30		10日(水) 10:00 会場申込	19日(水) 13:30	19日(水) 13:30
	新井		22日(水) 14:00				22日(月) 10:00	22日(水) 14:00		24日(水) 10:00 会場申込	19日(水) 14:00	19日(水) 14:00
	東野		20日(水) 10:00				17日(水) 10:00	20日(水) 10:00		23日(水) 10:00	19日(水) 10:00	20日(水) 14:00
	新井		21日(水) 13:30				18日(水) 13:30	22日(水) 13:30		21日(水) 10:00 会場申込	20日(水) 13:30	20日(水) 13:30
	東野		21日(水) 10:00				18日(水) 10:00	22日(水) 10:00		21日(水) 10:00 会場申込	20日(水) 10:00	20日(水) 10:00
	新井		19日(水) 13:30				22日(水) 13:30	20日(水) 13:30		23日(水) 10:00 会場申込	19日(水) 13:30	19日(水) 13:30
	東野		20日(水) 13:30				17日(水) 13:30	20日(水) 13:30		22日(水) 10:00 会場申込	21日(水) 13:30	20日(水) 13:30
	新井		19日(水) 10:00				18日(水) 10:00	20日(水) 10:00		24日(水) 10:00 会場申込	19日(水) 10:00	19日(水) 10:00
	東野		19日(水) 10:00				18日(水) 10:00	20日(水) 10:00		24日(水) 10:00 会場申込	19日(水) 10:00	19日(水) 10:00
	新井		21日(水) 10:00				22日(水) 10:00	19日(水) 10:00		20日(水) 10:00 会場申込	18日(水) 10:00	18日(水) 10:00
	東野		21日(水) 10:00				18日(水) 10:00	20日(水) 10:00		24日(水) 10:00 会場申込	19日(水) 10:00	20日(水) 10:00
	新井		20日(水) 10:00				17日(水) 10:00	21日(水) 10:00		23日(水) 10:00 会場申込	20日(水) 10:00	20日(水) 10:00

⁹ 平成 28 年 11 月 都民連「東京版活動強化方策」25 ページ から引用

④ 児童委員活動の充実

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：④児童委員活動の充実

<現状・課題>

- 民生委員は児童委員を兼ねています。児童福祉法第16条及び第17条には、児童委員は、区市町村の区域に置かれ、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う旨、規定されています。
- 子供が抱える課題は家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援なくしては、課題解決は困難といえます。そして、支援を進めるためには、子供やその家庭を取り巻く関係機関等との連携が不可欠です。こうした幅広い関係者との連携・協働体制の構築においては、児童福祉を任務とする児童委員の立場だけでは困難な面があり、地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる民生委員でもあるからこそ可能といえます。
- そして、主任児童委員は、児童福祉法第17条第2項に、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う旨、規定されています。主任児童委員は個々の家庭の相談支援には関わらないとの設置当初の規定に基づく誤解も一部に聞かれますが、現在では児童福祉法に明記されているように、主任児童委員も区域担当児童委員と一緒に、必要に応じて個別ケースに関わっていくことが期待されています。
- 児童委員、主任児童委員に期待される役割は、近年、一層多様化しています。特に児童虐待への対応については、その予防や早期発見に期待されるものは大きなものがあります。あわせて、いじめや不登校など学校との関係が深い課題も顕在化、深刻化し、児童委員、主任児童委員と教育関係者の連携に基づく取り組みを進めていく必要があります。
- また、児童委員、主任児童委員は、古くから学校訪問に取り組んでいます。学校訪問の目的は、関係づくりや、児童委員のPR、情報交換や一つひとつのケースの検討など、地区によって様々です。

<取組の方向性>

- 都内1万人の児童委員、主任児童委員の一人ひとりに、児童委員の意識を持つことが求められます。そのためには、研修の実施などを通して、全員が意識を持つことが必要です。

- 大田区では、「児童委員の活動指針」を定め、改選ごとに定例会で配布し確認することと併せ、子育て支援部会、児童福祉部会、主任児童委員部会の3部会が合同で企画し、児童委員活動研修を毎年実施しています。区域担当児童委員、主任児童委員と一緒に、東京版活動強化方策や児童委員の活動要領などについて討議などを行うことは共通理解を深めます。

- 各地区では、子育てサロンや保健センターの3・4カ月健診へのサポート、朝のあいさつ運動など様々な実践活動を行っています。町田市では保健師からの依頼を受け、乳幼児健診未受診家庭を委員が訪問しており、様子を把握するだけでなく、近隣に住んでいていつでも相談に乗れることを直接伝えています。こうした活動を通して、全員が児童委員の意識を持つことも必要です。

- 核家族化の進行や人間関係が希薄化するなか、子供の健やかな育ちを支えていくためには地域全体で子供を見守っていくことが大切です。
例えば、赤ちゃん訪問の際に、保健師に地区の区域担当児童委員が同行することにより、委員への日常的な相談やつなぎができ、子育て家庭を支える地域の力を育むことにつながります。
また、児童委員、主任児童委員は、率先して地域住民をはじめ学校や自治会・町内会、子供会、児童館、ボランティア団体等と連携・協力し、子育て、子育てを応援する地域づくりの一翼を担うことが求められています。

- さらに、各地区で行っている学校訪問や学校行事への協力など、関係機関との連携を通して全員が意識を持つことも重要です。豊島区では、児童委員活動の一環として、児童・生徒の見守り活動「すまいる運動」を始めました。
また、狛江市では児童委員としての意識が高まり、あいさつ運動等で長年培った関係を生かして、高齢福祉部会で作製した健康長寿かるたに、中学校の美術部の生徒に絵をかいてもらいました。高齢者たちから大変好評で、子供たちを育む機運を高めるとともに、生徒たちにとっても民生委員・児童委員をさらに理解し、かつ高齢者に対する温かな心を育てる機会となりました。

- 加えて、課題を抱える児童やその家庭を支援する取り組みとして、学校との

連携が必要不可欠です。地域によっては、管内の小中学校の校長、副校長、生活指導主任と児童委員、主任児童委員が、児童の校内外における生活についての情報交換を行っています。

足立区のある民児協では、学校との地域懇談会を行っており、そこでは毎年その管内の校長先生から小中学校の現状について説明をいただいています。

- 地域の中には、さまざまな課題を抱えながら、周囲に助けを求める「声を出せない」、また「声を出さない」親子も少なくなく、そうした親子（家庭）を早期に把握し、支援につなぐことが課題の深刻化を防ぐためにも重要です。
- 課題を抱える親子を把握した際には、子供家庭支援センターや児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関、団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが大切です。生活を支えるという視点では、時間的にも距離的にも身近にいる児童委員、主任児童委員は意義深い存在です。
- また、児童委員、児童相談所、学校、子供家庭支援センター等との地区連絡協議会（四者協）が始まって間もなく40年になります。これまで、児童を取り巻く各機関の情報共有と協働の糸口となる役割を果たしてきており、児童にかかわる問題解決に向けて重要な取組の一つとして継続しています。
- 四者が同じ方向を向き、同じ思いで児童問題に取り組む中、児童相談所、学校、子供家庭支援センターのそれぞれの専門的な役割に加え、児童委員は、地域に長年住み、子供たちの成長を見て、家庭環境も知っているという強みを持っています。
- 地区によっては民児協ごとに四者協を実施するなどし、メンバーの顔が見える関係づくりの場となっています。こうした具体的な連携の在り方を関係機関とともに考える場づくりが求められます。
- さらに、毎年、全民児連が発行している「児童委員活動の手引き」を活用することも有効です。

この手引きでは、児童委員、主任児童委員に期待される役割やその活動について、また、民児協における活動や関係機関、団体等との連携事例を紹介しています。

【コラム】民生委員・児童委員ならではの子育てサロン「はとぼっぼ」（福生市）¹⁰

子育てサロン「はとぼっぼ」は、子育て中の親や妊婦が子供を遊ばせる傍ら、楽しく情報交換をする場として、平成 16 年 11 月に開設しました。市の会館を借りて、8 月を除く毎月第 2 金曜日に開催しています。



親子と一緒に手遊びやおもちゃで遊ぶ「ふれあいタイム」の後、民生委員・児童委員は子供たちの遊び相手となり、親たちは別室でお茶を飲みながら語り合います。この時間は、思いや悩みを語り合い、仲間づくりにつながる大切な機会になっています。

年に数回、市の保健師によるお話や育児相談の場も設けています。

また、男性委員も率先して子供たちと触れ合い、たくさんの親子から慕われています。親の日常生活の悩み、疑問を聞く中で、福祉サービスを紹介する



など、地域と行政とをつなぐパイプ役として活動する民生委員・児童委員ならではの成果もあります。参加した親子からは、「民生委員・児童委員の方がいると落ち着く」といった声もあり、親子の憩いの場になっているようです。

毎月のサロンの様子は、写真とともに子育てサロン「はとぼっぼ」ホームページに載せています。このホームページを見てサロンを訪れる参加者も多く、時には市外から訪れる親子もいます。

福生市民児協では、今後も住民のニーズに合わせた情報提供を心がけ、民生委員・児童委員、主任児童委員が一体となって、市の政策である「子育てするなら福生」の更なる推進に協力したいと考えています。

¹⁰ 全民児連 児童委員活動の手引き 38 子どもと子育て家庭の支援に向けて～児童委員・主任児童委員活動 実践事例に学ぶ（平成 25 年 3 月）事例 3 を参考に作成

⑤ 民生委員・児童委員同士の支え合い

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：②班体制の確立

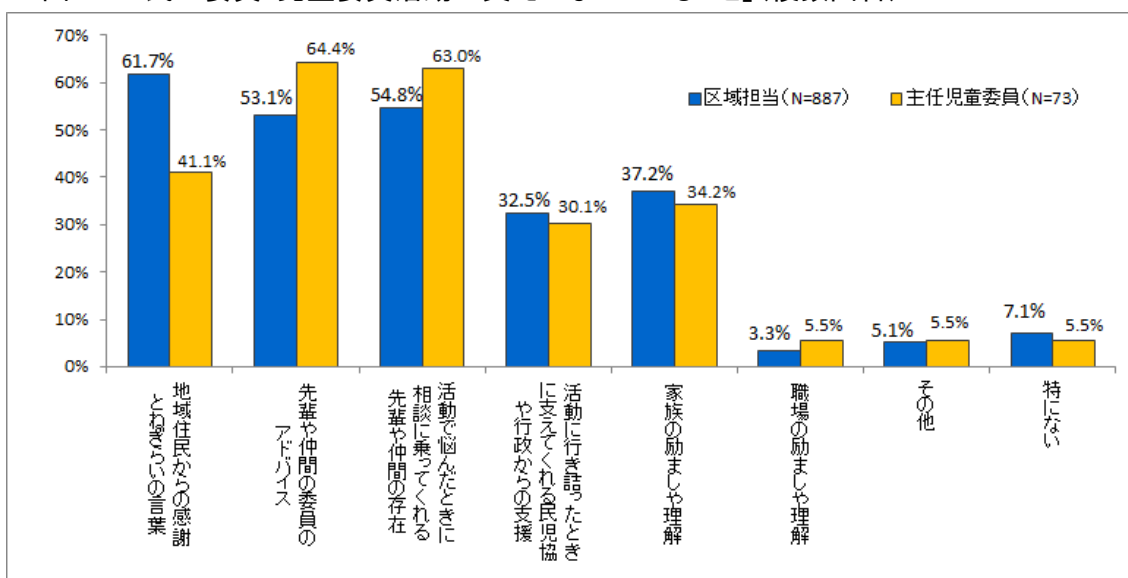
<現状・課題>

- 地域課題を丸ごと受け止め、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなっています。

民生委員・児童委員が地域で長く活躍していくためには、負担感の軽減や活動のやりがいとともに活動の支えが必要です。

- 実態調査によると、活動の支えになっていることについて、区域担当、主任児童委員ともに高い回答となっているのは、「相談に乗ってくれる先輩や仲間の存在」「先輩や仲間のアドバイス」であり、活動における民生委員・児童委員同士の支え合いが重要であることが示されています。(図23)

図23 「民生委員・児童委員活動の支えになっていること」(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- 住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もいます。また支援が必要なときに、担当地区の委員が不在ということもあります。
- 新任の方は、「これまで福祉にかかわったことがないので自信がない」「民生委員・児童委員として具体的に何をすればよいのか分からない」など、不安やとまどいを抱えています。
- そこで、新任委員が困ったときに、その不安に寄り添い、疑問に答えていく体制を整備することが求められています。

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員活動に不安を感じたときに、仲間や先輩の委員から相談への対応についてアドバイスを受けたり、民児協の定例会等で事例検討の場を設けて、経験のある民生委員・児童委員から学ぶ機会を担保したりするなどの対策を講じる必要があります。
- 班活動は、近隣の委員同士 4 人～6 人で活動するものであり、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動です。例えば新任委員が先輩委員と一緒に活動することで、不安やとまどいが軽減される効果もあります。また、班を作ることで、住民に対する相談支援の充実につながることも期待されます。(表7、図24、図25)
- 加えて、小学校単位など小地域圏域ごとの比較的少人数のグループを設置することで、委員が十分に発言する機会が確保され、意見交換を通じて、一緒に地域を見守る意識の醸成につながります。
- 例えば、豊島区では、班会や高齢者サロン、子育てサロン、関係団体との懇談会などの班活動を行うことにより、地域の様々な団体に対し、民生委員・児童委員をPRすることができ、連携協力が深まっています。また、より小地域での顔の見える情報交換や課題の共有ができ、ネットワークが広がっています。
- また、小平市ではお互いの担当地域の状況や社会資源を知る機会としているほか、必要な場合にはペアで訪問するなどして、いつでも気軽に相談したり協力し合える雰囲気づくりに努めています。
- 班活動を広げることによって、民生委員・児童委員同士の支え合いが進むとともに、やりがいをもって活動ができます。さらに、地域とのつながりが広がります。

表7 班の設置状況

	区市郡支庁	割合			
班の設置がある区市郡支庁民児協	31 地区	57.4%			
	単位民児協	都全体	区部	市部	町村部
班の設置状況	101 地区	25.3%	21.2%	36.2%	10.0%
1 民児協あたりの班設置数(平均)		4.0	4.0	3.9	5.0

(平成 28 年度都民連調査)

図24 班編成のイメージ

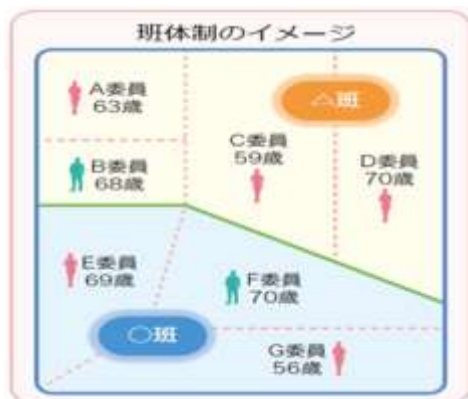
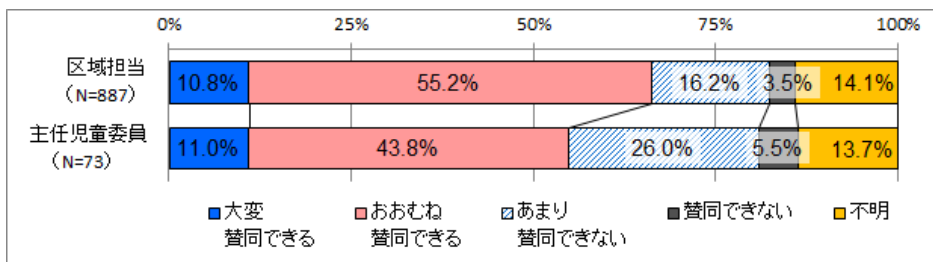
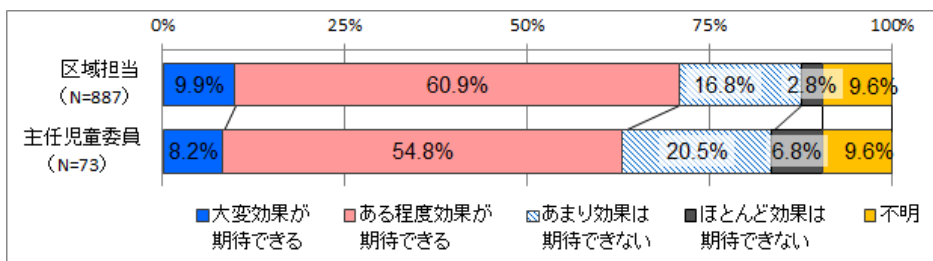


図25 班活動について

(1) 班活動の取組についての意見



(2) 「委員同士の支え合いを進める仕組み」としての班活動の効果



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- 前任者から新任民生委員・児童委員に十分な引継ぎを行うとともに、心構えや職務内容の研修を行うこと、また、新任委員に先輩委員や会長がコーチ役として悩みなどを聞く機会を設けることは、困ったときに気軽に相談できるメリットがあり、新任委員の孤立感を軽減し、民生委員・児童委員活動を長期間続けてもらうために有効です。(図26、図27)

図26 単位民児協における新任委員の人材育成の取組

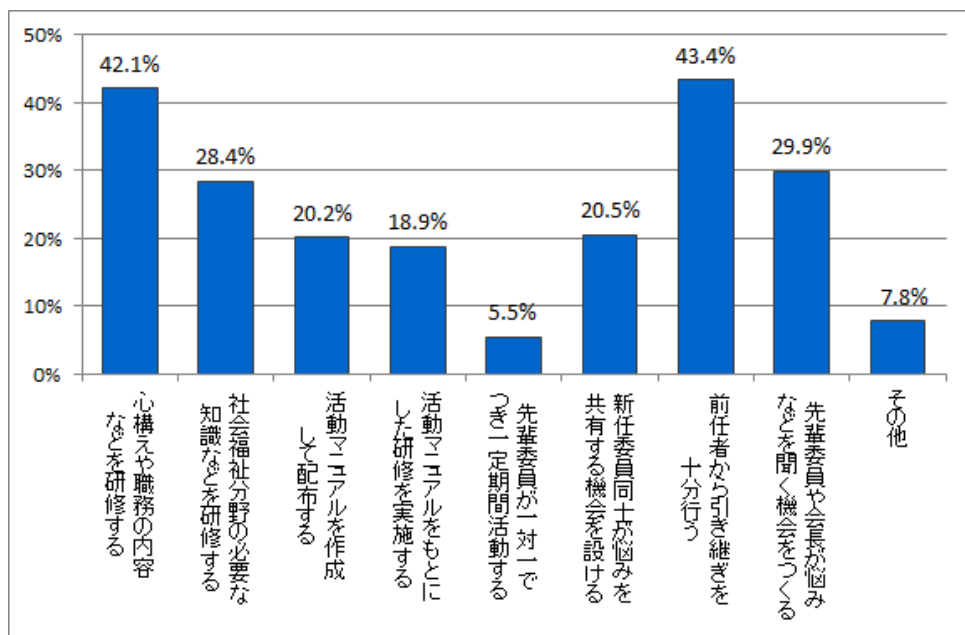
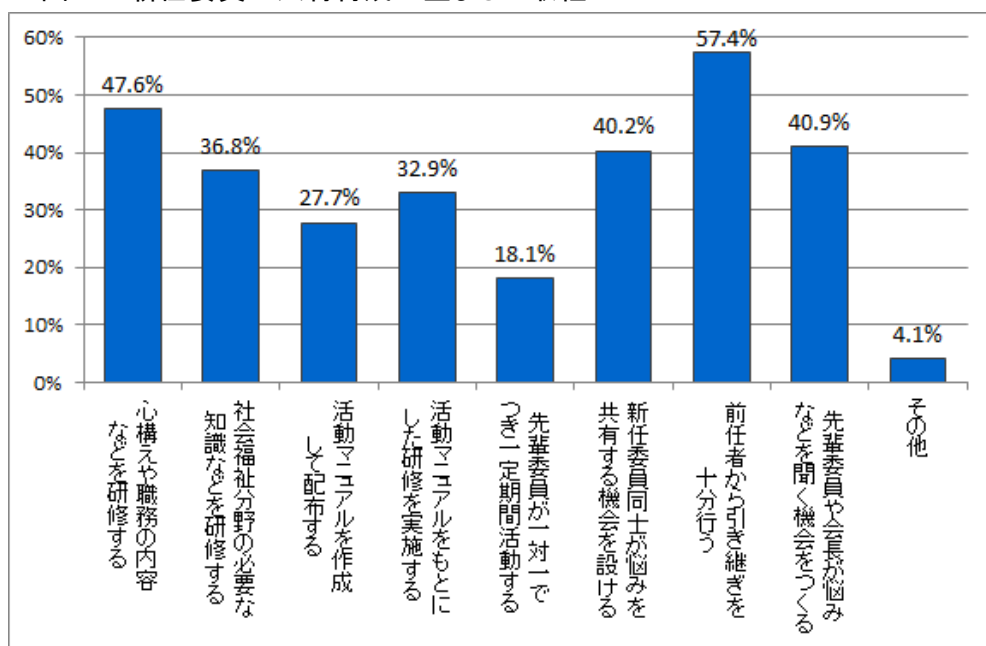


図27 新任委員の人材育成の望ましい取組



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

【コラム】 6期目を迎えた班体制（葛飾区）¹¹

「地域に根づく班体制」

都民連が平成 14 年度から 16 年度にかけて初めて班体制（当時は複数担当地域制）の検討と試行を研究テーマに設定した際、指定地区の一つだったのが、葛飾区新宿（にいじゅく）地区民児協でした。

平成 16 年 7 月から 8 月にかけて複数の民生委員・児童委員が相談を受けることについて、住民にアンケートを実施。集計結果や各委員が対応した個別ケースの共有と検討を通じて、町会単位で 3 つの班を編成することにしました。班体制の周知のために地域を班ごとに色分けした地図に委員の写真や連絡先を掲載したポスターを改選ごとに作成し、住民や関係機関・団体に配布しています。



「個別支援活動への活用」

班体制導入当初から取り入れている定例会での個別ケースの検討は、現在も引き続き行われており、各班の直近のケースの様子や感想・気づきなどを共有しています。

実際にかかわった委員が気付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくありません。例えば、生活保護を受給している精神疾患のある女性は、毎年春先になると興奮して日ごろの不満や不安を一気にまくしたてるため、担当委員は困難さを感じていました。会長と複数で関わったことで、相手のペースに巻き込まれずに対応できたと言います。

また、新任民生委員が調査等で初めて住民宅を訪問する時、同じ班の先輩委員が同行し、アドバイスをくれました。新任委員は、心強く感じ、安心して活動ができたそうです。

このように、新宿地区では、日頃から当たり前のように支え合いの活動が行われています。長く班体制に取り組んできたことから地域のさまざまな関係機関にも「班で活動する」ことが浸透しており、情報共有や個別支援への協力も非常にスムーズに進んでいます。

¹¹ 都民連だより 平成 31 年 1 月発行 4 ページを参考に作成

【コラム】 新任委員への引き継ぎに向けて（昭島市）

新任の民生委員・児童委員は、何をどのように活動していけば良いのかわからない状況です。

都民連の新任研修のアンケートでは、「書面上の引き継ぎのみであった」、「活動の説明がなく、何から始めていいのかわからない」との不安や心配な思いが聞かれました。

昭島市では、活動する中での疑問や悩みを気軽に相談してもらえるように、引継ぎ時には、退任者、地区役員、事務局が同席し、お互いに顔見知りになる関係づくりに努めるなかで、チェックリストを活用し、必要な項目を漏らさず引き継いでいます。

一斉改選に伴う民生委員・児童委員引き継ぎ書

昭島市民生委員・児童委員協議会

1 引き継ぎにあたって

- (1) この確認書に記載していない点は、適宜地区会長等に確認する。
- (2) 前任者が欠員の区域は、地区会長等が引き継ぎを行う。
- (3) 引き継ぎに適さない個人情報、福祉推進係へ返却する。

2 退任委員と新任委員の引き継ぎ項目

区分	内 容	確認
市 関 係 書 類	高齢者実態調査票（70歳以上）、平成28年度版高齢者名簿	
	高齢者世帯（70歳以上）実態調査票（黄色い個人票）	
	ケース記録票（現在継続中の記録のみ）	
	生活保護決定通知書（現在生活保護受給中の者のみ）	
	災害時要援護者登録名簿及びマップ	
関 社 協	生活福祉資金償還整理帳（現在継続中の記録のみ）	
	見舞金（お米券）支給・配付の名簿控え（平成28年度）	
衣 類 等	民生委員・児童委員腕章、名札ケース	
	ウィンドブレーカー、ベスト、帽子、割ぼう着	
	防災セット（メガホン、笛、筒）	
口 頭 に て	民児協活動・組織（全民、地区民、部会、研修等）	
	活動記録の記入方法、提出方法（翌月8日までに提出）	
	個別に情報を伝える必要がある世帯	
	地域活動（補導連絡会（中学校地区）、地区委員会（小学校地区）、いきいき健康フェスティバル、敬老大会、青少年フェスティバル、社会を明るくする運動、敬老金配付、共同募金等）	

3 退任委員が各自で処分するもの（福祉推進係へ返却）

- (1) 身分証明書、徽章、民生委員・児童委員門標、心配ごと相談員門標
- (2) 未使用文書（依頼書、調査・意見書、連絡票、ケース記録票等）

4 確認欄（引き継ぎ日： 年 1 2 月 日）

	氏 名	住 所	電話番号
退任委員		昭島市	
新任委員		昭島市	



【コラム】 新任委員に「コーチ」となる先輩委員を配置（文京区）

文京区大塚地区民児協では、新任委員が困ったときに気軽に相談できるようコーチを配置しています。新しい人は、持ち物、時間、場所、決まりごと等々ちょっとした疑問が結構あるものです。会議に来たときに声をかけ、細かい質問に答えてくれる先輩がいれば、孤立感を感じず馴染んでいくことができます。

現在1期目の委員が、各部会に2~3名所属しています。コーチは各部会に1名、3期目の委員の中から、電話連絡等にも対応できるよう時間的に余裕があり、お世話が得意な方を正副会長が決めてお願いしています。

難しい質問や事例相談などは、副会長・会長に尋ねるように伝えています。

地区委員の仲が良く気軽に質問し合えるので、理解が早いこと、また互いの状況を知っていて助け合いが出来ることなど、効果が上がっています。

定例会で仲間に出会うことが楽しみとなる環境づくりにも役立っています。

新任委員の声

- ・ こんなこと聞いても良いのかな？と思った時もコーチには遠慮なく聞ける。
- ・ 誰に相談すれば良いか迷う時にコーチの存在と体制は大変心強い。
- ・ コーチご自身の経験から具体的に丁寧に答えて頂き、よく理解できた。
- ・ 他の先輩委員にも積極的に質問できるようになり、自信がついた。
- ・ 膨大な配付資料に戸惑った時、力の入れ方のヒントをいただいた。
- ・ 折に触れ「困っている事はないですか」と声をかけてくださり、安心できる。
- ・ 行事をこなすのに精一杯の頃、記録表の書き方でとても助けていただいた。
- ・ 個別支援について丁寧に教えて頂き、いつか自分も後輩に伝えたいと思う。

コーチの感想

- ・ 些細なことでも安心して話せる関係作りと、丁寧な説明を心がけました。コーチに任命してくださり感謝しています。
- ・ 自身の当時の戸惑いを思い起こし、務めました。いつでも何を聞いてもよい人がいてくれるのは、新人には活用すべき良いシステムだと思います。
- ・ 新任の頃、委員同士の結束と信頼関係に感心すると同時に、仲間に入れるか不安と孤独感がありました。新任委員にノウハウを伝えるだけでなく、挨拶、声かけ、連絡、雑談など、部会や地区の輪に溶け込めるよう配慮しました。

⑥ 協働による地域福祉活動

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動

<現状・課題>

- 社会福祉の制度において、これまで高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとに制度が構築され、例えば、障害者が高齢になった場合、障害者支援施策から介護保険による支援への円滑な移行などが課題として指摘されてきました。
- 近年の課題として、子育てと親の介護を同時に担わなければならないダブルケアの問題や、障害のある子供と高齢の親への介護の問題など、一つの家庭において複数の課題を抱えていることがあります。その場合、つなぎ先である支援機関が複数に分かれることで、民生委員・児童委員の活動において、不便を感じるものが少なくありません。
- 多くの区市町村では高齢、障害、児童など分野ごとにネットワークを持っています。民生委員・児童委員は、児童分野でいえば全地区の要保護児童対策地域協議会に参画、高齢者分野では多くの地区で見守り安心ネットワークに参画し、連携しています。

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員は、どの時代においても、常に住民に寄り添い、行政や関係機関等との架け橋になって様々な活動を行っています。
- 東京版活動強化方策には、関係機関や団体とのさらなる連携のもと、住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます。とあります。
 今後は、地域共生社会づくりの中で、1層（多分野にわたる多機関の協働による、困難ケースへの包括的相談・支援体制と、中圏域・小地域圏域へのバックアップ体制の構築）、2層（住民と多機関の協働により、多様な地域生活課題を受け止め、解決を図る機能の確立）から3層（住民主体による多様な地域活動の推進）の圏域を念頭に、地域で取り組むネットワークを構築する必要があります（p13、図6）。

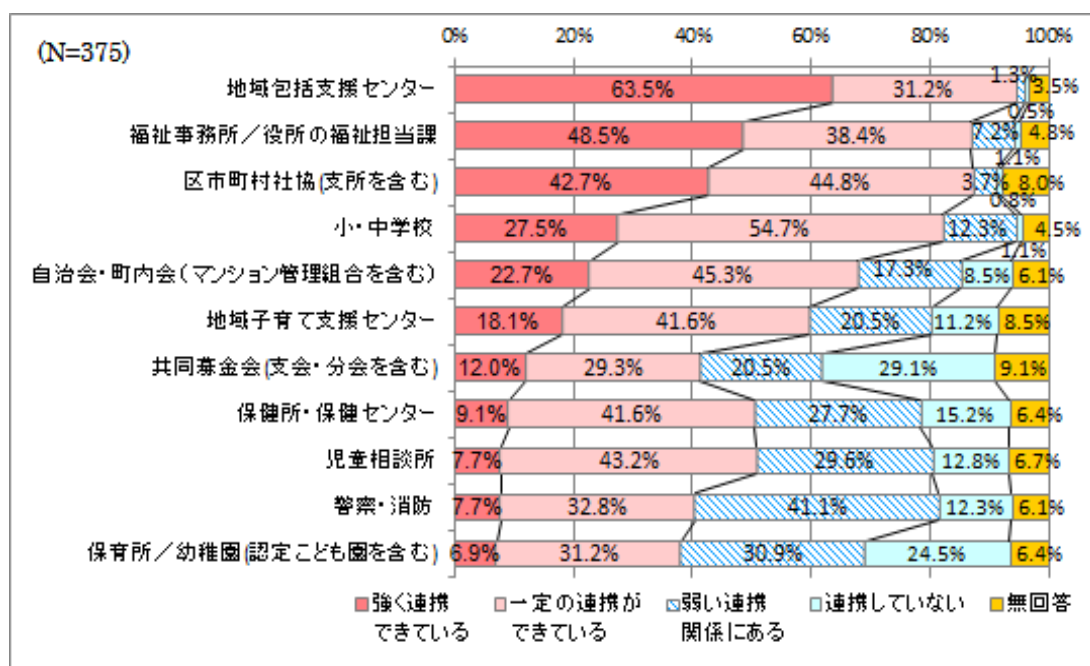
⑦ 民生委員・児童委員活動における連携強化

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員活動を円滑に行うためには、行政や関係機関等との連携が重要です。
- 民児協活動は区市町村行政、社協、小中学校等、幅広い関係機関との連携のもとに進められています。これら関係機関との連携状況について聞いたところ、最も多く「強く連携できている」は「地域包括支援センター」であり（63.5%）、「福祉事務所・役所の福祉担当課」（48.5%）、「区市町村社協」（42.7%）と続きました。（図28）

図28 関係機関との連携状況

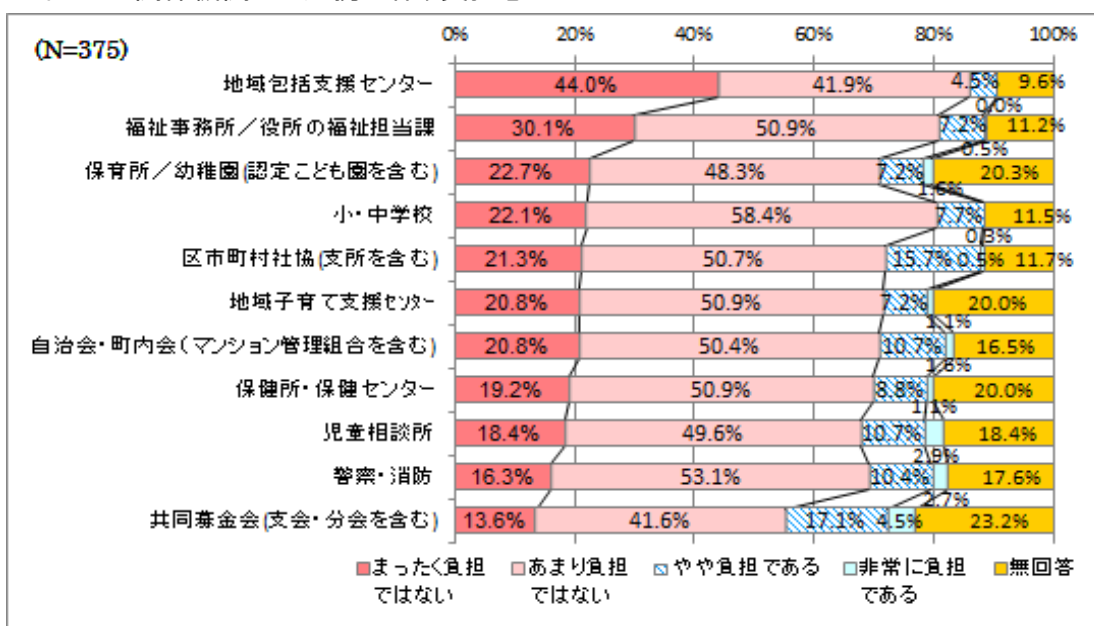


- 近年、民生委員・児童委員に寄せられる期待の高まりのなか、関係機関から民児協に寄せられる依頼事項も拡大傾向にあり、それが負担の拡大にもつながっているとされています。そこで、関係機関との連携・協働に伴う負担感を聞いたところ、「まったく負担ではない」との回答が最多であったのは「地域包括支援センター」でした。（図29）

- また、「まったく負担ではない」、「あまり負担ではない」の合計が、「福祉事務所・役所の福祉担当課」「小・中学校」では80%を超え、「区市町村社協」、

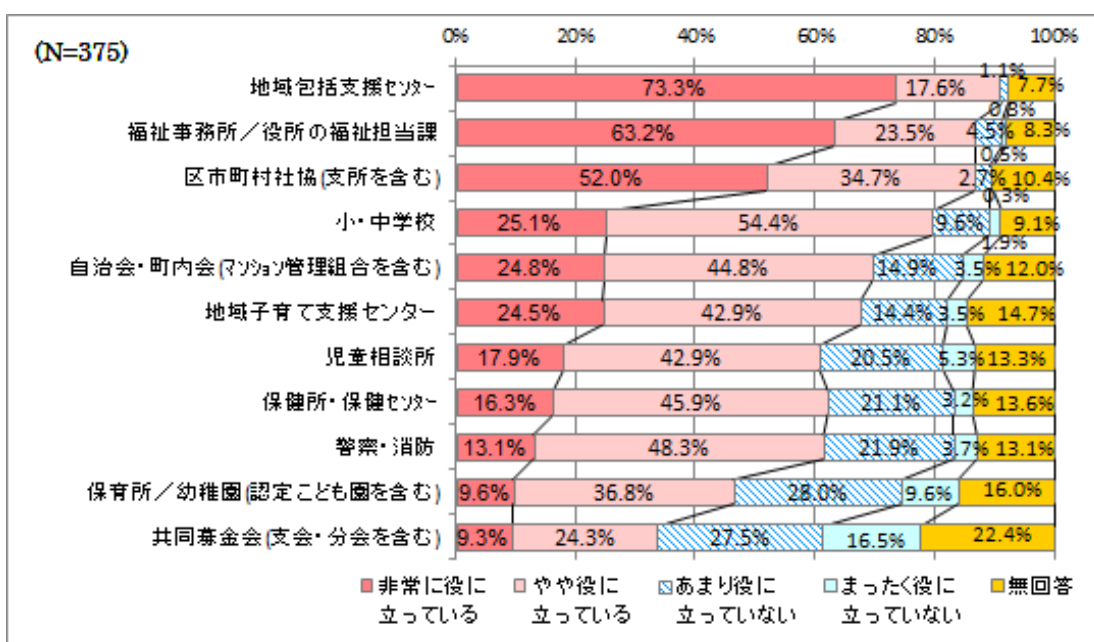
「自治会・町内会（含マンション管理組合）」では70%を超えていました。

図29 関係機関との連携に伴う負担感



○ 関係機関との連携・協働が民児協にとって有意義か（役立っているか）を聞いたところ、「非常に役に立っている」との回答割合が高かったのは、「地域包括支援センター」が73.3%、次いで「福祉事務所・役所の福祉担当課」63.2%、「区市町村社協」の52.0%でした。（図30）

図30 関係機関との連携の効果

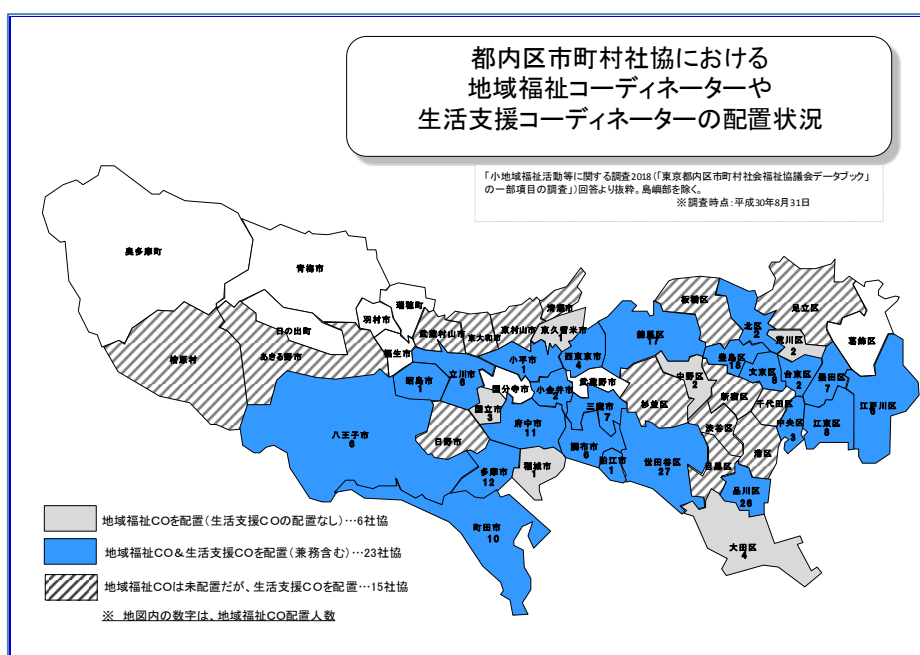


（図26～図28 平成28年度全国調査のうち東京都分）

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員には、地域住民との信頼関係、自治会・町内会との協力関係、行政や社協等との強いつながりがあります。
- 民生委員・児童委員へ依頼される業務は多様化しており、関係機関との連携強化がより必要になっています。困難と思われていた課題が円滑な連携により解決につながったり、現在の活動が進展したりする可能性をもっています。
- 一層の連携を通じて、地域住民や行政、関係機関等に民生委員・児童委員をPRすることにもなり、ひいては、民生委員・児童委員の新たななり手の発掘にも繋がるものです。都や都民連は、こうした取り組みを全都的に広めていくよう支援する必要があります。
- また、民生委員・児童委員には、調査や友愛訪問等のあらゆる機会を利用しながら、住民一人ひとりのニーズをきめ細かく把握し、必要なサービスにつなぐ役割、ニーズの解決に向けて寄り添う支援が求められています。
サービスにつなぐことが難しい課題は、民生委員・児童委員だけで悩まず、地域の課題として、地域福祉コーディネーターなどの専門職などの関係者とともに解決していく取組が求められています。

図31 都内区市町村社協における地域福祉コーディネーター等の配置状況



（東京都社会福祉協議会調査）

- そして、東京都社会福祉協議会では民児協、社会福祉法人のネットワーク、地域福祉コーディネーターの協働による「チーム方式の地域福祉推進体制（「東京モデル」）を機能させ、関係者との協働を深め、多様性ある“共創”社会をめざすことを提起しています。
- 民児協の自主活動において、実際に起こった出来事を手掛かりに事例を検討していく事例研究を行っている地区があります。本人の状況、本人や世帯の抱える課題や希望、課題解消や希望を叶えるために必要と思われることなどを時系列に1枚のシートにまとめることは、専門職や関係機関などと情報を共有することができ、民生委員・児童委員活動の可視化（見える化）に繋がります。
- さらに、民生委員・児童委員が気になる高齢者や児童虐待に関する連絡通報等を行った際、その後、どのように対応され解決されたのか等、不明な場合が多く、連携が途絶えることのないよう、フィードバックするなど、連絡通報を受けた機関は事後対応を行うことが望まれます。
- 自分が関与したケースが具体的にどの機関につながれ、どのように対応されたかフィードバックにより理解し、こうした実践の積み重ねにより、民生委員・児童委員のつなげる力の向上につながります。



【コラム】 地域福祉コーディネーターの取組（調布市）

調布市では、現在6名の地域福祉コーディネーターを配置して活動を行っています。今後は8つの福祉圏域にあわせて増員を図っていく予定です。

地域福祉コーディネーターの個別支援は、地域に出向くことで、民生委員・児童委員や住民からどこの関係機関ともつながっていないケースについて情報提供され、支援が始まることも多いそうです。相談の中には、民生委員から「高齢の母親が、生活費に困っている上に同居している無職の息子の今後の生活も心配」といった複数の課題が絡み合ったケースもありました。

この相談では、地域福祉コーディネーターを中心に、無職の息子さんとの関係形成から始まり、就労定着支援を行うとともに、高齢の母親を権利擁護センターやデイサービスにつなぐなど、10カ月以上にわたって支援しました。その間には、関係機関や委員を交えて何度もケース会議が行われました。

最初は、息子さんに会うこと自体が難しく、関係形成には時間を要しましたが、地域福祉コーディネーターの尽力により、息子さんの就労にまでつながりました。地域で困っている住民のことを何でも相談できる存在、地域福祉コーディネーターがいることは、民生委員として活動していてとても心強く、助かります。

こうした相談は、地域で生活する民生委員や住民でないと把握できないこともあるため、今後も地域福祉コーディネーターと連携して地域からの声を届けていきたいと考えています。



また、一つの事例を一緒に対応することでお互いの関係がより深められるので、気軽に地域福祉コーディネーターに声をかけるなど、日頃から何気ない会話ができる関係をつくりたいと感じています。

【コラム】 地域ケアネットワーク（ケアネット）（三鷹市）

近年、核家族化や少子長寿社会の進行に伴い、地域のつながりが希薄化しています。

地域ケアネットワーク（ケアネット）は、「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち・三鷹」を目指して、7つのコミュニティ住区を基本エリアに、地域の多世代、多職種、多様な支え手によって構成される共助のための緩やかなネットワークです。

現在、7つのケアネットでは、それぞれの地域特性や課題に応じた活動を行うとともに、住民同士の顔みえるつながりづくりと交流や、関係機関や諸団体と連携し、地域でのつながりや支えあいの輪を広げています。

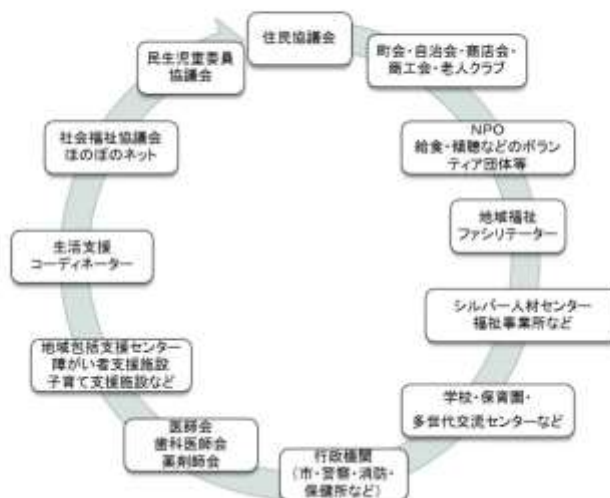
民生委員・児童委員はケアネットの担い手のメンバーとして参画しており、各地区のケアネットで地域の実情を活かした個性豊かな活動に取り組んでいます。

＜民生委員・児童委員より＞

ケアネットでは、商店会、事業所、町会など、幅広い方たちと関わりや繋がりがもてるようになり、民生委員・児童委員としての活動だけでなく、地域での支え合いなどに対しても有用な活動となっています。

また、ケアネットで開催しているサロンは、小さいお子さんから高齢者まで多世代が交流できる場となっており、住民にとって新たな発見や学びにつながる貴重な機会となっています。

地域ケアネットワークの主な構成団体・機関 (構成団体はケアネットによって異なる)



【コラム】 支援を通じた地域とのつながり¹²

【孤立したきょうだいの暮らし】

Aさん世帯は、Aさんと障害のある兄、職業訓練所に通う姉の3人で広い庭のある一軒家で生活しています。両親が亡くなってからはつながりが徐々に絶たれ、様々な経過の中で地域に対して不信感を抱くようになりました。誰にも助けを求めることなくAさんは一人できょうだいの世話をしていました。

そのうち、Aさん宅の庭は長年手入れがされなかったことで密林のようになり、敷地外へはみ出た植物に隣近所から苦情が入るようになりました。困っている状況を民生委員がコミュニティーソーシャルワーカー（以下、「CSW」）に相談し、一緒にAさん宅を訪問しました。10年ぐらい前から「経済的に苦しく、植木手入れの業者をお願いできなくなった」とのことでした。

【目的は、つながりを取り戻すこと】

そこで、CSWは、庭木を切るだけでなく、Aさん世帯が孤立せず地域に包まれ生活できるようにと目的を設定し、Aさんの承諾を得て、CSW、ボランティア、役所、民生委員の私でサポート会議を開催しました。Aさん世帯の現状や課題、将来のリスクを共有し、活動を通してAさんの地域へのつながりを取り戻すことを確認しました。

ボランティアは、目的を理解した上で、庭木を切る作業の中、Aさんや兄と共に一緒に食事をしたり、地元の昔話をしたり徐々に信頼関係を築く中、Aさんから「庭がきれいになったら、この庭で皆さんと一緒にお茶したいですね」「この地域に、良い人がいたなんて驚きです」との発言が聞かれるようになりました。兄も姉も、庭がきれいになる様子から、笑顔が増しました。周辺の住民からも、きれいになった庭に驚きの声が上がりました。

地域住民の身近で暖かい「助け合い」がAさんの心を動かしている。また、ボランティアの活動が、Aさんが抱いていた諦めが希望に変わるきっかけになったと感じています。

【CSWと連携して良かった点】

ご近所トラブルから発見したAさん世帯への支援では、直接的な困りごとである庭の手入れにとどまらず、予防的側面から孤立を解消するための支援をしました。また、専門職だけではなく、地域の協力を得てAさん世帯の社会関係を広げ、支援目的を関係者で共有することができました。そのほか、相互交流を土台にした双方向の関係づくりを念頭に置きました。ボランティアの掘り起こしも、CSWの人的ネットワークを活用しました。

地域の見守りの中、気に掛け気づくことで、Aさん世帯のお役に立てたことは、民生委員冥利につきました。

¹² 東京都民生委員・児童委員活動実績とその事例 第35集(平成30年11月 都民連) 140ページから141ページを要約

⑧ 民生委員・児童委員活動費

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員活動、民児協活動に対する公的補助としては、国として地方交付税に算入し、活動費の支弁は、政令市、中核市を除き、都道府県を介し、区市町村から各委員、民児協に行われています。
- 民生委員・児童委員の負担拡大が指摘されていますが、その一部として経済的負担もあります。委員活動の多様化、担当世帯数の増加等を背景に、訪問活動に要する通信費（電話代等）、交通費等も増加せざるを得ない状況にあります。
また、例えば、地域の中の民生委員・児童委員活動のPRやサロン活動の開催や参加など、民児協の自主的な活動を活発化しようとする、それに伴う財源が必要ですが、公的補助に限られる現状では委員自身が負担する会費、もしくは委員個人にその財源を求めざるを得ません。
- 都では、民生委員・児童委員活動費を一人一月あたり 8,600 円交付しています。区市町村から民生委員それぞれに支弁されている委員活動費（実費弁償費）については、自治体ごとに差があります。
- 民生委員・児童委員への期待が高まり、活動も多様化する中であっては、各委員の経済的負担は拡大する傾向にあり、早期退任の一因との指摘もあるところ です。

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員は無報酬で活動するものですが、活動に要する実費については、適切に支弁されることが必要です。特に個々の委員に支弁される活動費については、委員活動の広がり、担当世帯数の増加等を踏まえ、適切な額が支弁されることが望ましいと考えます。
- 今後は単位民児協が一人ひとりの委員を支える機能を果たしていくことが一層重要であり、それを委員の負担に負うのではなく、単位民児協の活動を支える財政基盤の確立が不可欠です。

5 各地区の活動紹介

民生委員・児童委員活動に関する検討委員会には、学識経験者、行政職員のほか、都民連代表の方にも委員として参画していただきました。委員の地区の活動をご紹介します。

豊島区長崎第一地区 <寺田晃弘 委員>

【一人ひとりが児童委員 ～民児協主催の子育てサロン～】

乳幼児の子育て支援活動を長年のテーマにしてきた「婦人部会」が全都的に発展的解消をし「子育て支援部会」に移行した機を捉え、豊島区民児協では児童委員活動をさらに推進するため、全ての委員が「子育て支援部会員」となり、平成17年から全単位民児協6地区で子育てサロンを始めました。子供家庭支援センターでサロンが始まった後も、身近な地域でのこのサロンは母親たちに大変好評で、地域に根付いた活動となっています。

長崎第一地区の子育てサロン名は「ぱおぱお」。毎月1回、0～3歳児を対象に区民ひろばで行っています。引っ越してきたばかりで地域に友達がいなかった方や、日本語が分からず初めての子育てに不安を感じる人なども、毎月顔を合わせることで身近な地域で友達ができ、親子ともども笑顔となるこの活動は、委員の楽しみにもなっています。



【委員同士が支え合う ～班活動～】

平成23年に都民連の指定民児協事業の指定を受け、「班活動～みみずくサロン～」に取り組んでいます。地区内を5班に分け、一人ではできないことを複数で補い、また地域に出向いていく活動を展開することを主軸として、各班がそれぞれ話し合って活動内容を決めました。

寺田委員の班では他団体との交流に力点を置き、さまざまな関係者と意見交換を行っています。小学校PTAと交流し民生委員・児童委員活動を知ってもらったり、町会と区の防災課、高齢者総合相談センターや社協のコミュニティーソーシャルワーカー（以下、CSW）と防災をテーマに懇談の場を設けるなどしてきました。この活動を通して、各委員が活動の悩みを気軽に相談できるとともに、築いた他団体とのネットワークを活用し個別支援活動に生かすなど、一人ひとりの日々の活動がしやすくなりました。



【地域活動を豊かに ～会長インタビュー～】

「私は民生委員・児童委員の仕事は、地域に溶け込むことだと思っています。溶け込んでこそ、そこに暮らす住民のニーズをくみ取ることができ、地域にある資源につなげることができるのです。これは行政ではできない、民生委員・児童委員だからこそできる活動です。そして、個別支援活動を豊かにするには、委員同士の支え合い、関係機関・団体との連携が不可欠です。特にCSWの存在は私たちの活動を大きく後押ししてくれています。今後も人と人がつながり、誰もが暮らし続けたいと思う『まち』づくりを、仲間やCSW、関係機関ともに進めていきたいと思っています」

板橋区成増地区 <<相田義正 委員>>

【 高齢者への理解を深める ～中学生への認知症サポーター講座～ 】

地域包括支援センターと共に、区立赤塚第二中学校の3年生を対象に、毎年「認知症サポーター講座」を実施しています。中学生に高齢者について、また加齢とともに訪れるハンディキャップについての座学と体験を通して、高齢者や障がい者に対する理解、思いやり、援助の方法などを勉強してほしいという思いから、地域包括支援センターの発案に民生委員・児童委員が協力し事業は始まりました。すでに8回を数え、延べ1,272名の生徒が受講し、認知症サポーターのオレンジリングを取得しました。

講座の最後にはクラスに戻り、民生委員・児童委員やケアマネジャーから事例について勉強します。生徒と話をする、高齢者に関心が低いのではなく、祖父母と同居の経験がなく、接し方を知らないことが分かります。感受性の強いこの思春期だからこそ、他人への思いやりを理解する大切さを学ぶこの事業は板橋区の全区に広がり始めています。



【 障がい者と共に生きる ～バスハイクに参加～ 】

板橋区では、障がい者分野の活動も活発で、毎年のスポーツ大会では障がい児・者のパートナーとしてゲームに参加、「手をつなぐ親の会」「肢体不自由児者父母の会」が主催のそれぞれの「バスハイク」には、各地区から民生委員・児童委員が参加しています。

家族の同伴のない方には私たちが付き添います。最初はお互いに緊張がありますがすぐに打ち解け、バスの車内は賑やかに話に花が咲きます。保護者からは、「突然駆け出すこともあり心配したが、見守ってくれ安心だった」「トイレの時、男女どちらに連れて行けばよいかいつも迷っていたが、男性の委員さんが連れて行って助かった」などの声がありました。このように一日を一緒に過ごすことは民生委員・児童委員にとっての貴重な体験と理解になります。これからも直接触れ合う機会を増やしていきます。



【 個別支援活動の充実のために ～会長インタビュー～ 】

「私たちを必要とする住民は、善良で遠慮がちな人々ばかりで、自己主張することを良しとしない人が多いのです。声を出しても小さな声で、なかなか表に届かずに孤立し、苦しみ、諦めかけている人々ですから、私たちは地域の人々の日常に気を配り、声なき声に気付く感性を高め、笑顔で寄り添い、親身になって耳を傾けることが何よりも大切なのです。そして、現在の豊かな社会資源との強い連携をもって、より良き道にいざなうことが使命なのだと思います。私たちが目指す、地域共生社会の中心を活動の場とする民生委員・児童委員の守備範囲は広いですが、笑顔で活動したいと考えています」

羽村市第二地区 《山下忠義 委員》

【 動物園が通学路 】

羽村動物園に隣接している小学校の子供たちが、動物園を迂回して登校する姿を見て、園内を通り抜けできないかと山下委員は市に相談しました。市側も「子供たちに羽村市と動物たちへの愛着を持ってもらえる」「不登校気味の子供たちも元気に学校に来られると」理解を示してくれ、平成22年9月より、学校、教育委員会、ボランティアが連携して登校を見守ることで、実施の運びとなりました。

週に2回、動物園内が通学路となる日は、子供たちにとっても楽しい朝となりました。普段見られない朝の動物の生態も見られ、いつもなら眠そうに下を向いて歩いている子も顔を上げ、興味深げにしています。民生委員・児童委員をはじめとするボランティアとのあいさつも元気いっぱい「おはよう！」。笑顔が広がる登校時間となっています。



【 楽しい活動は長続きする ～班活動～ 】

羽村市では以前より、小学校区を単位に学校連絡委員を置き、学校行事の参加等の調整を行っていました。その単位のまま、平成25年度より「地区活動(班)」に変更し、学校との連絡以外にも活動を広げることにしました。ベテランの委員に地区長とってもらい調整役を依頼しましたが、一部の委員からは「仕事が増えるのでは」「地区長の役割が不明確」「特にやることがない」と不満の声が上がりました。「はじめは、行事参加後に茶話会を開き、活動の情報交換を気軽にしてほしい」と伝え、毎月定例会後には地区活動について報告をし合いました。

活動を重ねていくうちに、近隣委員同士のつながりが深まり、個々で抱える心配事も気軽に相談できるようになることで活動そのものがさらに楽しくなり、また欠員補充で委嘱された委員もスムーズに馴染むことができました。今では施設見学やパトロール活動が報告されるようになり、今後は包括との情報交流会も始まるなど活性化しています。



【 地域の変化や時代の流れに沿って展開 ～会長インタビュー～ 】

「民生委員・児童委員活動はいよいよやるものではなく、自分のためにやるもの、人生大学そのものだと思います。地域の変化や時代の流れに沿って活動は展開していかなければならず工夫と仕掛けが必要ですし、また住民の相談も一人ひとり異なるため、常に学びがあります。今、喫緊の課題は高齢化した団地等で民生児童委員のなり手がいないことです。近隣の委員の協力の下、民生・児童委員協力員等を活用するとともに、町内会と関係機関と一体となって連携して見守りを強化していきたいと思います」

文京区大塚地区 《下田和恵 委員》

【 孤立を防ぐみんなの居場所 ～高齢者サロン～ 】

大塚地区では委員の自宅であるお寺を会場に2カ所で月に1回、高齢者サロンを行っています。始まりは高齢者の見守り活動を行っている区の話し合い員から相談されたことでした。そこで始めたサロン活動を通して、「別の場所にも居場所づくりを！」と声上がり、高齢福祉部会員を中心に運営するサロンも始めました。

参加者は各委員が担当地区で気になるひとり暮らしや日中独居の方に声を掛けお誘いし、お昼ご飯を一緒に食べておしゃべりを楽しんだり、特別養護老人ホームから音楽療法の職員に来てもらい歌を歌ったりなど、毎月内容を工夫して参加者に笑顔があふれます。地域の関係機関と連携することで、活動内容の幅も広がるとともに信頼関係も深まり、委員にとっても学ぶことの多い楽しみなひとときとなっています。



【 こんにちは児童委員です ～おさんぽ会～ 】

平成6年1月、主任児童委員制度が発足した際に委嘱された下田委員。会長さんからの後押しもあり、主任児童委員の仲間の手探りで活動を始めました。その取り組みの1つが「おさんぽ会」です。

担当地域にある児童関連の施設を知ろうと、近隣の委員と共に町歩きをし、児童館や保育園などに立ち寄って施設内を見学させてもらうとともに、職員と話す機会を設けました。立ち寄った先では「こういう機会は大事ですね。民生児童委員さんと知り合えてよかったです」と気持ちよく応じてくれました。現在も主任児童委員の主導でおさんぽ会は続いており、関係機関と積極的に声掛けや相談ができる関係を築きました。見学後には昼食をとりながら懇親も深め、委員同士のつながりも深めています。

こうした活動を通して児童委員としての意識が向上し、「月に1回は児童委員活動しよう！」を合言葉に、全委員が子供たちに関心を持って取り組んでいます。



【 個別支援活動の充実のために ～会長インタビュー～ 】

「民生委員・児童委員活動の基本は、地域で課題を抱える人、一人ひとりに寄り添い対応することです。住民から安心して相談してもらうために、民児協の活動を通して地域を知り、福祉制度の知識を深め、関係機関と日頃から顔の見える関係を築いています。人の役に立てるということは、私自身学ばせていただき成長する機会にもなっていますし、個別支援活動そのものにやりがいを感じます。喜びも悩みも分かち合える仲間と共に、支援力を高め、これからも住民の皆さんが笑顔で暮らせるよう、活動を進めていきたいと思えます」

大田区池上地区 《金澤欣子 委員》

【 児童関連3部会で連携 ～児童委員の活動指針と児童関連3部会研修～ 】

平成6年1月、主任児童委員制度が発足した際に委嘱された金澤委員。当時は主任児童委員制度がなかなか民児協に馴染めず、言葉を尽くして「連携」を促しました。しかし、言葉だけではなく形にしなければ溝は深まらないと考え、児童関連3部会長で話し合い、各部会員や会長会に働き掛け、平成19年に全委員が児童委員としての共通認識を持って取り組むための「児童委員の活動指針」を定めることができました。それ以来、改選ごとに定例会のレジュメに必ずこの活動指針と児童福祉法を盛り込み、全委員で理解を深めています。

さらには、毎年児童関連3部会で研修を企画実施し、研鑽に努めています。この研修には地区会長も参加し、また主任児童委員部会には区民児協会長代理が出席することで、区域担当児童委員と主任児童委員との「連携」の輪が区全体に広がりました。

【 見守りを兼ねたサロン活動 ～池上ふれあい茶話会～ 】

区の出張所が夏季の熱中症予防のための「涼み処」に指定された際、何かきっかけがなければ住民は立ち寄りないと考え、介護事業所の方と相談の上、平成26年8月、高齢者対象に毎週茶話会を行いました。大変好評でしたが、涼み処だったため8月をもって終わるつもりでいると、参加者から「月に1回でもいいから続けてほしい」と声が上がりました。



そこで、民児協と事業所で話し合い、共催で茶話会を続けることにしました。行政や包括が毎回タイムリーな話題の提供をしてくれるほか、体操や体力測定、コサージュ作りに津軽三味線演奏会など内容が多岐にわたり、毎回大盛況です。どなたでも参加できますが登録制にし、欠席された場合は見守りを兼ねて次回のご案内を担当区域の委員が届けています。「来月は何をするの？」皆さんの毎月の楽しみとなっています。



【 人と人がつながる ～会長インタビュー～ 】

「地域の高齢者等一人ひとりの住民に向き合う時、活動の喜びを感じます。また、高齢者が茶話会をとても楽しみにしてくださったり、参加者同士で笑顔で話している姿や、子育てサロンに不安そうに一人で来られたお母さんが、帰りにはほかの方と連絡先を交換して仲良くなって帰る姿を見ると、孤立させない場づくりの一助となれたことにやりがいを感じます。何より、こうした民児協活動は、私たち民生委員・児童委員の仲間意識も深めてくれます。地域で人と人がつながり、生活に笑顔が増え、安心した暮らしにつながっていく、そうした活動を続けていきたいと思えます」

6 おわりに

- 民生委員・児童委員制度は、大正6年、岡山県で創設された済世顧問制度が源とされています。東京では、大正7年に救済委員制度が創設されており、平成30年は、東京で民生委員が誕生してから100年になります。社会情勢、地域社会や人口構造、社会福祉制度や住民ニーズ等が大きく変化する中、民生委員・児童委員は、どの時代においても、常に住民に寄り添い、行政や関係機関等との架け橋になって様々な活動を行っており、地域福祉の推進に欠かせない存在です。
- 「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめ」で述べたように、民生委員・児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくためには、主に民児協が取り組む「内的環境の整備」と、行政が取り組む「外的環境の整備」の双方が不可欠です。
- 加えて、都民連は、今後10年の民生委員・児童委員活動の羅針盤である「東京版活動強化方策」を着実に実践することが求められています。
- そこで、本検討委員会では、民生委員・児童委員が自身の活動にこれまで以上に充実感を持って取り組めるように、負担感の軽減や活動内容の整理などについて検討を進めてきました。それぞれの課題の現状や解決の方向性は項目ごとに整理しましたが、この検討委員会のもう一つのねらいは、民生委員・児童委員はもとより、地域住民や行政、関係機関等が委員活動を正しく理解し、これまで以上に活動がしやすくなる状況を作ることです。
- このため、都は来年度から、「外的環境の整備」のため、区市町村が行う、民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取組を柔軟に支援することとしています。
- また、時代の変化、世代間の考え方の違いなどを踏まえ、福祉課題の変化に応じた知識を身につけ活動することが求められています。そのためには、民生委員・児童委員自身が経験や役割に応じた研修を受講することや自己研鑽が大切です。
- 3年に一度の一斉改選を迎えるたびに、新たななり手の確保が困難になっているといわれる昨今、民生委員・児童委員は大変だけど、やりがいがある真の姿を知っていただく必要があります。
- この報告書によって、都民連、民児協、行政である都、区市町村などの関係者が、それぞれの立場から民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けて役割を果たし、さらに協力、連携し一丸となって進むことを期待します。

資料編

活動強化方策の5本の柱

支援力を
高める

個別支援活動の向上

住民に寄り添い、ニーズをつかみ、適切な支援に結びつける力量を高めます

チーム
で動く

班体制の確立

近隣の委員同士がチームとなり、地域と向き合いながら、課題解決につなげます

組織を
活かす

民児協組織の強化

期待と信頼に応えるために運営力を磨き、地域とともに成長できる組織を目指します

子ども
を育む

児童委員活動の充実

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開します

地域を
むすぶ

協働による地域福祉活動

関係機関や団体とのさらなる連携のもと、住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます

1

個別支援活動の向上（支援力を高める）

住民に寄り添い、ニーズをつかみ、 適切な支援に結びつける力量を高めます

これまで民生委員・児童委員が地域で受け止めてきた個々の住民のニーズ（生活課題、支援の必要性）は、専門の相談機関が整備されるにつれ、こうした機関につなぐことにより解決が図られる場面が増えてきました。その一方、制度やサービスでは対応できない、あるいは埋もれているニーズへの対応が課題となっています。

個別支援は、私たちの活動の原点です。支援力を高めるためのポイント（紡ぐ力、つかむ力、伝える力、つなげる力、培う力の「5つのつ」）を確認し合いながら、住民一人ひとりに寄り添う支援を行っていきましょう。

1 紡ぐ力 ～活動の伝統をつむぐ

民生委員・児童委員は、救済委員、方面委員の時代から地域の身近な相談者として住民の声に耳を傾け、寄り添い、信頼関係を結び、世帯の生活状況を把握しながら、その人なりの自立を支える役割を果たしてきました。

また、時には、こうしたきめ細かな相談・支援の中から把握したニーズを社会に訴え、関係諸機関に働き掛けるなどして、制度やサービスを生み出し、地域福祉の充実を図ってきました。その歴史的实践は、近年注目されているコミュニティ・ソーシャルワーク^(※)そのものと言っても過言ではありません。

先人たちの価値ある実践の伝統を受け継ぎ、紡ぎ続けながら、時代に応じた活動が展開できるよう、私たち一人ひとりの自覚を高めましょう。

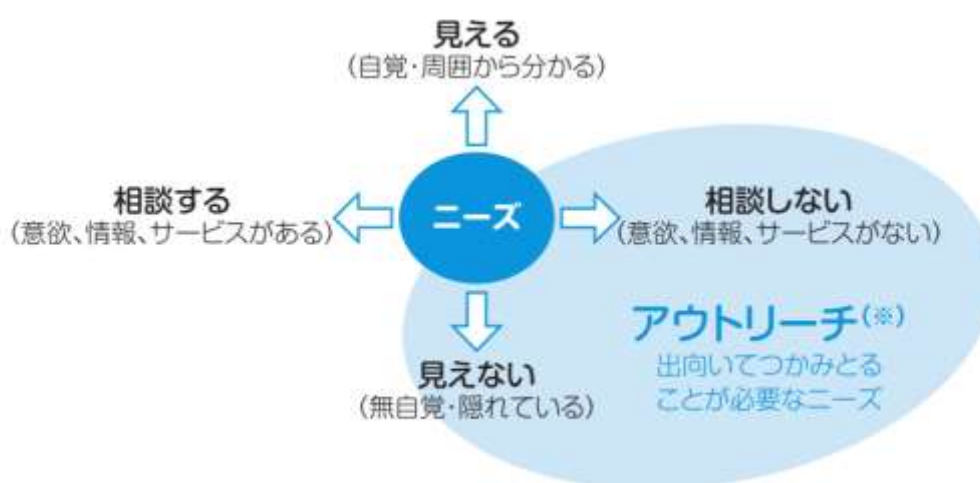
(※) コミュニティ・ソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える世帯への個別支援と、生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームで統合的に展開する実践。

2 つかむ力 ～出向いてニーズをつかむ

家族や地域の人間関係の希薄化が指摘され、個人情報の適切な管理やプライバシーに対する配慮が求められる時代にあって、民生委員・児童委員が住民の一人ひとりが抱える課題を把握することが難しくなっています。各種相談機関やサービスの情報を得て、

社会資源を利用しながら自らの課題を解決することができる土壌ができつつある一方、情報が届かないあるいは理解が難しい状態に置かれていたり、孤立や孤独、自信や意欲の低下から、声を上げることなくサービスや制度の狭間に埋もれ適切な支援につながらないケースが少なくありません。さらに、本人ですら自身の持つニーズに気が付かないこともあります。ニーズは本人からの相談という形で表されるものだけとは限りません。訪問や声掛け、調査、居場所づくり等の活動を通して、住民とコミュニケーションを取る中で信頼関係を結び合い、その生活実態を把握しながら住民のニーズをつかむこと（アウトリーチ）が、個別支援活動の出発点です。



(※) アウトリーチ

手を差し伸べる支援。支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、訪問などの働き掛けを通じて支援の実現を目指すこと。

3 伝える力 ～ニーズを的確につたえる

住民の持つニーズに気が付いた場合、適切な支援につなげるためには、関係者へその内容（ニーズ）を具体的に説明する必要があります。地域で利用できるサービスを把握し、その窓口担当者の氏名や連絡先を整理し、日頃から顔見知りになっておくといでしょう。

また、ニーズを関係機関へ伝える際は、本人に了解を得ながら、真に必要な情報に限定して伝えることが重要です。但し、生命・財産等の危険がある場合は、本人同意が得られない場合でも、情報の提供が可能です。

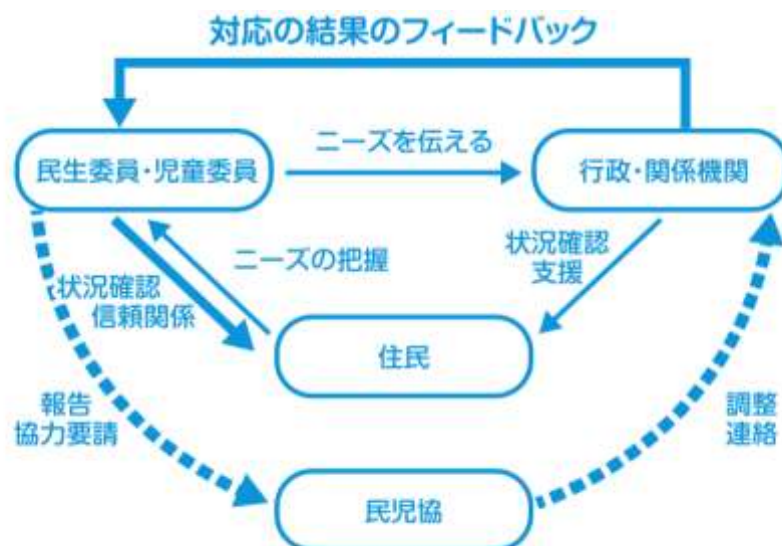
個人情報の取り扱いと守秘義務を常に意識しながら、適切に情報を共有・活用し、支援を展開しましょう。

4 つなげる力 ～適切な支援へつなげる

ニーズに合った支援につなぐことができれば、地域で自立した生活を送るための準備が進んだと言えます。しかし、支援のニーズを行政や関係機関へ一方的に伝えただけでは、実際の支援につながらない場合もあります。必要な支援へしっかりつながったか、過不足はないか等、適宜確認することが重要です。双方向に情報が行き交う連携体制をつくっていきましょう。

また、要支援者本人やその家族などの当事者がサービス利用に関して拒否的である場合、まずは信頼関係の構築に努めるとともに、当事者自身がニーズと向き合い、それを前向きに解決していく意欲を育むような、粘り強い働き掛けが求められます。

さらには、既存のサービスでは対応できず、つなぐ先がない場合もあります。ケースを一人で抱え込まず、近隣委員と協力して対応するとともに、民児協の組織力を活用しながら関係機関や団体と調整を図りましょう。

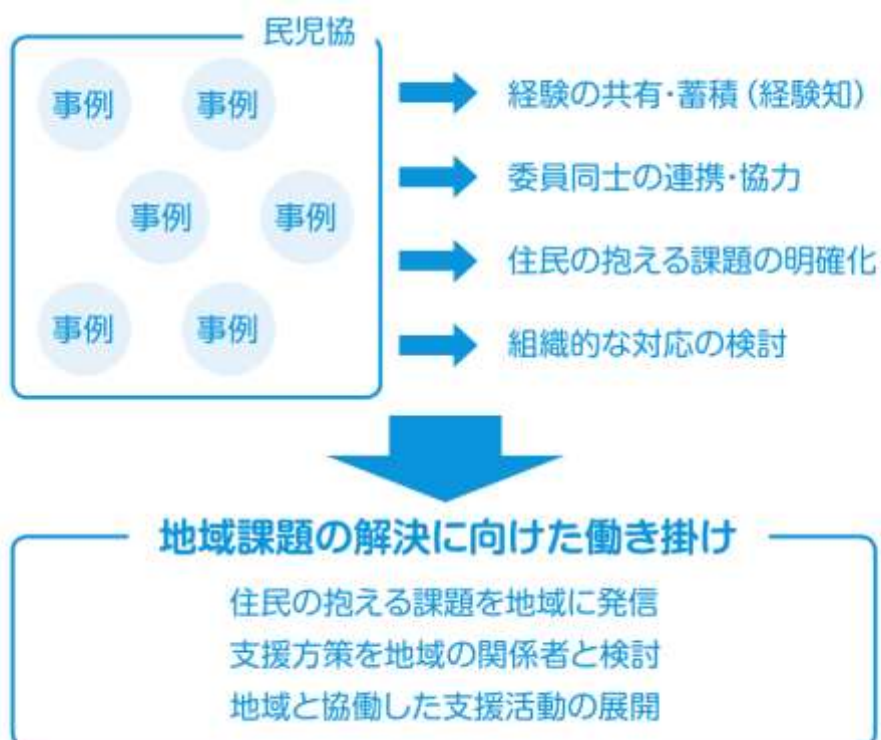


5 培う力 ～当事者や地域の力をつちかう

個別支援は、サービスにつなげて終了するものではありません。本人や家族の意欲を引き出し、その能力と強みを活かしながら、自己決定と自立を支えることが本質です。その傍らに寄り添い、近隣住民、地域社会との接点を持ち続けるように関わることは、地域の身近な支援者である民生委員・児童委員だからこそできる活動です。

さらに、一人ひとりの住民に寄り添うことでつかんだニーズと地道な支援の実践は、地域課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを地域社会に喚起する貴重な経験知（実際の経験を通じて得られる情報・知識）です。

事例検討等の機会を通じ民児協としての経験を蓄積しながら、地域のあらゆる主体と連帯し、それぞれができる範囲で個への支援を担い合うような地域力を培いましょう。



2 班体制の確立（チームで動く）

近隣の委員同士がチームとなり、
地域と向き合いながら、課題解決につなげます

民児協には、経験年数や性別の違いをはじめ仕事や介護など、さまざまな事情を抱えた委員が所属しています。活動の多様化、複雑化等により各委員の負担感が高まる中、その解消に向け**委員同士の支え合いを仕組み**として捉え直すのが、班の考え方です。

班体制は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、小地域の課題を共有しながら活動するものです。自助と共助の間を結ぶ「近助」として、委員同士と民児協、そして地域をつなぐ接着剤の機能を発揮していきましょう。

自助	自分のことは自分で	=	委員個人としての活動
近助	ご近所同士で	=	班としての活動
共助	地域で	=	民児協としての活動
公助	国・自治体で	=	行政等への協力活動

1 意義 ～地域住民の利便性・ 安心感・支援の質の向上

住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もいます。また支援が必要なときに、担当地区の委員が不在ということもあります。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が高まる上、支えてくれる人が複数いるという安心感にもつながることでしょう。

各々の経験を班で共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支援の質の向上も図られます。



2 班編成 ～日常的な生活圏を意識した班編成

道路や地形、住宅特性、町会・自治会や学校、地域包括支援センター等の圏域に配慮しつつ、近隣の委員同士4～6人の班を組みます。男女のバランスや経験差、担当世帯数等に配慮した班編成が望ましいでしょう。

班の領域と担当者を地図に落とし込み、住民や関係機関に提示できると説明しやすく見た目にも分かりやすくなります。また班内に班長を置くことで、班活動が活性化され、民児協での調整が円滑になります。

3 班活動 ～情報交換や小地域福祉活動の核へ

まずは、班のメンバー間で日頃の活動や疑問、小地域における福祉課題に関する「情報交換」「話し合い」を行うことから始めましょう。

さらに活動のノウハウの授受、事例検討、地域資源の調査といった「相互学習」に取り組むことで、実際の「ケースの協働」や住民の生活圏をベースとした「小地域福祉活動」「ネットワーク」へと発展させていくことも可能です。



4 班活動の効果 ～委員活動と民児協の活性化

こうした班活動は、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動です。例えば新任委員が先輩委員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の視点が民児協に根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もあります。

班や班内の仲間を意識することで各委員の意欲と自覚を高め、班同士の相互作用や相乗効果により、委員活動の活性化が図られるとともに班長としての役割を通して民児協の次期リーダーを育むことにもつながるでしょう。

3

民児協組織の強化（組織を活かす）

期待と信頼に応えるために運営力を磨き、 地域とともに成長できる組織を目指します

民児協の豊かな人材を活かした活力ある組織運営を実現するためには、各委員の活動状況の把握と業務の整理を行うとともに、組織として取り組むべき事業を明確にし、関係各所との連携・調整を図っていくことが重要です。

近年、自主的・自律的な運営を行う仕組みとしての「ガバナンス^(※)」という考え方が注目されています。民児協が**地域福祉推進の要**となる組織として内外から信頼感を得られ、存在感を示せるような取り組みを進めていきましょう。

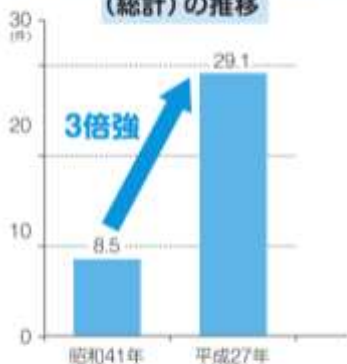
(※) ガバナンス

集団が自らを決まりごとや約束ごと等で律し、目標達成に向け相互に協力して合意形成を行いながら、円滑な運営を図ること。

1 一人ひとりの委員活動の把握と整理

各委員の担当区域を定め、業務分担を調整し、過重な負担や大きな偏りが生じるような場合に標準化を図ることは、民児協にしかできない任務です。委員間の「ホウレンソウ（報告・連絡・相談）」を徹底し、組織として各委員の活動を把握し、業務の整理を行いましょう。

一人あたりの月平均活動件数
(総計)の推移



「東京都民生委員・児童委員活動実績」
より

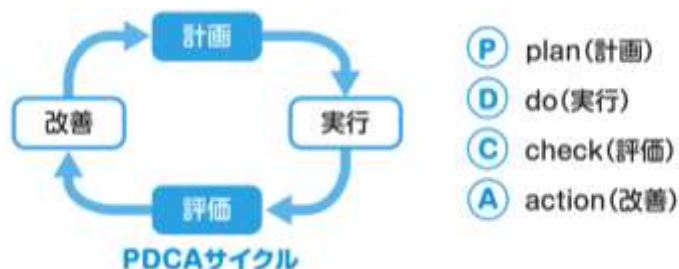
委員一人あたりの担当世帯数		
都内平均(平成25年一斉改選時)	619世帯	
国の参酌基準	東京都区部、指定都市	220～440世帯
	中核市、人口10万以上の市	170～360世帯
	人口10万未満の市	120～280世帯
	町村郡部	70～200世帯

「民生委員・児童委員関係通知類集(第11集)」
より

2 活動の見える化 ～事業の計画と評価

会則や事業計画・報告、予算・決算を作成することは組織運営の基本です。組織の活動方針や取り組む事業を明確にしておくことで、対外的な信頼性も高まります。

慣例を踏襲するだけでなく、これらの書類の作成を通じて各民児協の取り組みを振り返り、各委員の意見を聞きながら、組織としての計画と評価を絶えず行っていくことは、構成員である委員の活動への理解と参加意欲を育むことにもつながります。



3 協議会の活用と関係各所との連携・調整

せっかくの定例会が説明や報告、伝達だけの一方通行になっていませんか。組織の活性化を目指し、委員同士が積極的に事例検討や情報交換を行い活発に話し合える時間を確保した協議中心の会合へと転換することが大切です。そのためには、定例会の内容を精査し、一人ひとりの活動と民児協として取り組む事業のバランスを見るとともに、関係各所からの依頼・要請事項については必要に応じて調整を図るなど、組織として対等な連携関係を築いていくことが求められます。

定例会の課題

配布資料が多い(64.1%)

報告、依頼・連絡事項が多い(54.5%)

委員同士の話し合いが少ない(26.8%)

平成26年度 受託研修アンケート結果より

4 人材活用と組織の活性化

時代の変化や地域の実情に応じた活動を着実に遂行するためには、目的に応じた部会や委員会を柔軟に設置し、その中で各委員が主体的に役割を果たすことが大切です。こうした組織活動を通じて、次期リーダーの育成まで見据えることは、事業の継続性、連続性を考える上で欠かせません。同時に、各委員が抱える家庭事情や生活状況等に配慮しながら、参加しやすい活動形態を工夫することも大事な視点です。一人ひとりの委員が生き生きと民児協活動に参画し、個別支援や地域実践の向上につなげられる組織づくりを進めましょう。

リーダー (LEADER) に必要な能力

Listen	傾聴能力 (相手の立場に立って聴ける)
Explain	説得能力 (相手がわかる言葉で説得できる)
Assist	共感能力 (相手の身になって支援できる)
Discuss	討議能力 (納得し合えるまで十分に話し合える)
Evaluate	評価能力 (的確に評価できる)
Respond	遂行能力 (期待されたことに応えられる)

「単位民児協運営の手引き」(全民児連)より

4

児童委員活動の充実 (子どもを育む)

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、 子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開します

平成29年は、児童福祉法が制定され、その中で児童委員が設置されてからも70周年の節目を迎えます。また、平成6年に主任児童委員が設置されてから、20年以上が経過しており、この機会に児童委員・主任児童委員としての実践や連携の現状、活動のあり方を振り返りましょう。

併せて、**児童委員協議会としての機能**を確認し合い、その活動の充実を図るとともに、時代の変化に対応したネットワークの確立を目指しましょう。

1 児童委員としての意識の再確認と確かな実践

全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子どもを取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。地域で日常生活を見ることができる区域担当児童委員の存在は、支援の大きな力になります。児童委員としての使命を意識し、見守りや行事参加を通じて地域の親子と顔見知りになることから始め、子ども自身の声に耳を傾け、地域で成長を喜び合う関係づくりを進めましょう。



児童委員として大事な3つの活動

2 主任児童委員の役割や連携のあり方の整理

区域担当児童委員との連携のもと地域のニーズに応じた実践を重ねる地区がある一方、役割分担が上手くいかず、効果的な支援につなげていない地区も見受けられます。児童委員と主任児童委員の役割や連携のあり方をいま一度点検し、相互に確認し合ひましょう。

3 児童委員協議会としての機能

民生委員協議会は、児童委員協議会でもあります。定例会において児童関連の話題を必ず盛り込むなどし、子どもや子育て家庭をめぐる課題を共有することで児童委員としての自覚を高めましょう。また、児童福祉施策の充実に向けては、協議会として積極的な意見具申を行うことを考えてもよいでしょう。



4 時代の変化に対応したネットワークの再検討

「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会（四者協）」が始まって間もなく40年になります。四者協は、児童をめぐる各機関相互の連携を図るための公的協議体がなかった時代に、都の児童相談所と立ち上げた「二者協」がその始まりです。東京独自の取り組みとして、その後、学校や子ども家庭支援センター等も加わり、情報共有と協働の糸口としての役割を果たしてきました。

近年では校区ごとに実施したり教職員研修の一環に位置付けたりするなど、取り組みを拡充させている地域がある一方、学校訪問や要保護児童対策地域協議会等とのすみ分けに悩む地域も見られます。保育所・幼稚園、PTA、健全育成団体などの参画も含め、地域の状況に応じた運営、ネットワークの構築を再検討してみましょう。

<四者協の歩み>

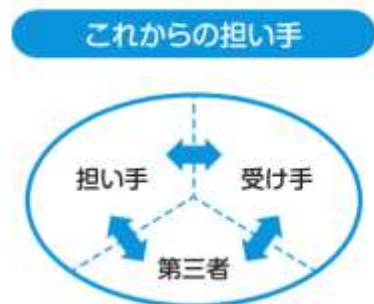
昭和55年	「児童委員と児童相談所の連絡協議会（二者協）」
昭和56年	教育委員会が参加し、三者になる
昭和62年	地区（区市町村）単位で実施
平成 6年	「児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（三者協）」に名称変更
平成10・12年	小規模化の実施・強化
平成17年	参加者の緩和について明記
平成20年	構成員として、子ども家庭支援センターを位置付け 要保護児童対策地域協議会と併行開催可
平成22年	「子ども家庭支援センター」を正式名称に追加（四者協）

5

協働による地域福祉活動（地域をむすぶ）

関係機関や団体とのさらなる連携のもと、 住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます

地域福祉の担い手の確保が難しくなる中、地域のあらゆる機関と実働性の高い連携体制を構築し、委員活動の理解者を広げ、住民や地域関係者を巻き込んだ地域ぐるみの活動を展開していくことが求められています。これまで福祉の受け手とされてきた人々や福祉とは関わりがないと考えられてきた地域の事業者、団体、学校・大学などを含め、**地域の多様な主体が協働して「新しい支え合い」**を生み出していきましょう。



誰もが担い手・受け手になる
(地域のあらゆる人・組織)

1 協働のルール

地域には、さまざまな団体や機関があります。互いの活動や一緒に取り組む目的を確認し合うことが協働の第一歩です。また協働を進めるためには、必要な情報を共有・活用し、具体的な役割分担を明確にしていくことが欠かせません。特に、個人情報を取り扱う場合は、ネットワークの構成員に守秘義務をかけたたり、取り扱いのルールを定めるなどして適切な管理を行いましょう。

2 実働性の高いネットワークの構築

民児協が各団体との連携の窓口となり、顔の見えるつながりを形成していくことは、協働を育む大事な要素です。民児協を代表して参加する他機関・他団体の各種会議や委員会は、こうしたつながりを作る絶好の機会です。近年では、こうしたネットワークが区市町村、支所、町会・自治会段階などで、重層的に設置されるようになってきました。これらが縦横に、有機的に連動し合っこそ、地域課題を吸い上げ解決に結び付けることができます。なお、小地域の課題に対応する地区社会福祉協議会等の組織が当該地域にない場合、民児協から各方面に対し、それらの構築に向けた働き掛けを行うことも考えられます。



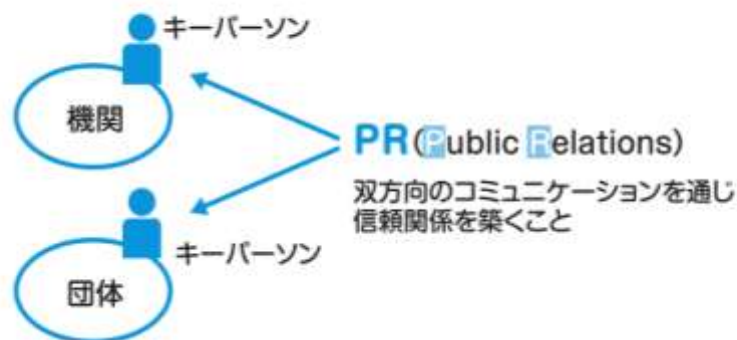
3 支え合い活動の拡充

ネットワークで培った人脈は大きな力です。他の機関や組織の力を借りることで、困難と思われていた課題が解決につながったり、現在の活動が進展したりする可能性を持っています。これまでのように委員自らが支え合い活動を直接担うだけでなく、地域福祉の推進役として、支え合い活動を地域住民に担ってもらうための人材育成にも目を向けましょう。また、そうした協働の中から次期民生委員・児童委員として相応しい人材を発掘していくことも意識化していきましょう。



4 関係機関・団体、住民への周知

協働を円滑に進めるためには、民生委員・児童委員の存在と役割を地域に正しく理解してもらうことが必要です。広くあまねく知らせるだけでなく、関係諸機関・団体のキーパーソンとなる関係者を軸に活動を伝える取り組みを展開することや、若い世代の理解者を増やすためにインターネットを活用することも一つの方法です。さまざまな機会や媒体を通じて、周知対象を意識した広報活動を展開し、地域の理解者、協力者を広げていきましょう。



資料2 検討経過

(1) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

	開催日	議事内容
第1回	平成30年4月25日	1 「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」の検討項目について 2 部会の設置について 3 今後の検討スケジュールについて
第2回	平成30年6月28日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめ(案)について
第3回	平成30年11月26日	1 民生委員・児童委員の候補者発掘策について 2 東京版活動強化方策の推進策について (個別支援活動の向上、児童委員活動の充実及び協働による地域福祉活動)
第4回	平成31年3月26日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 報告書(案)について

(2) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会

	開催日	議事内容
第1回	平成30年4月25日	1 部会長の選任 2 検討項目について 3 今後の検討スケジュールについて
第2回	平成30年6月22日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめ(案)について
第3回	平成30年9月13日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめについて 2 候補者発掘策について 3 個別支援活動の向上について
第4回	平成30年11月26日	1 個別支援活動の向上について 2 児童委員活動の充実について 3 協働による地域福祉活動について
第5回	平成31年2月6日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 報告書(案)について

資料3 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱

(平成30年3月6日付29福保生地第1245号 東京都福祉保健局長決定)

(設置目的)

第1 平成31年度以降の民生委員・児童委員(以下「民生・児童委員」という。)の一斉改選に向けて、民生・児童委員に係る課題や状況の変化に対応し、民生・児童委員活動の充実を図るため、必要な支援や環境整備について検討することを目的に、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討委員会は、民生・児童委員活動に関し、次の事項について検討する。

- (1) 民生・児童委員の活動環境の整備に関する事項
- (2) 東京版活動強化方策の推進に関する事項
- (3) 候補者発掘策に関する事項
- (4) 民生・児童委員活動の周知の取組に関する事項
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3 検討委員会は、学識経験者、民生・児童委員、行政関係者等のうちから、東京都福祉保健局長(以下「福祉保健局長」という。)が委嘱する13名程度の委員で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から本委員会終了までの期間とする。

- 2 任期中に委員が異動若しくは退職した場合又は欠けるに至ったときは、委員を補うことができる。

(会長及び副会長)

第5 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討委員会の会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(作業部会)

第6 検討委員会は、必要に応じ、作業部会(以下「部会」という。)を置くことがで

きる。

- 2 部会は、検討委員会が定める事項について検討する。
- 3 部会の委員は、会長が指名する者をもって構成し、福祉保健局長が委嘱する。
- 4 部会の委員の任期は、検討委員会の委員に準ずる。

(部会長)

第7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総括し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

(幹事)

第8 検討委員会及び部会（以下「委員会等」という。）における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員の他に幹事を設置する。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、委員会等に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、委員会等で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

(招集等)

第9 委員会等は、福祉保健局長が招集する。

- 2 福祉保健局長は、必要があると認めるときは、関係者に委員会等への出席を求めることができる。

(委員会等の公開)

第10 委員会等の会議は、公開で行う。ただし、検討委員会の委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、部会を非公開とすることができる。

(事務局)

第11 会議の円滑な運営を図るため、委員会等の事務局を福祉保健局生活福祉部地域福祉課及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）に置き、会議の庶務は事務局において処理する。

なお、事務局間の役割分担については、別に定める。

(委員等への謝礼の支払)

第12 委員等への謝礼の支払は以下のとおりとする。

- 2 第3及び第6の3に掲げる委員の委員会等への出席に対して、謝礼を支払うことと

する。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。ただし、当該謝礼のうち、東社協が支払うものについてはこの限りではない。

3 第9の2に掲げる者の会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

資料4 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 名簿

(1) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

<委員>

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	小林 良二	東京都立大学名誉教授	委員長
	高橋 久雄	社会福祉法人至誠学舎立川常務理事	
	和気 純子	首都大学東京教授	副委員長
都民連代表	寺田 晃弘	東京都民生児童委員連合会 会長（豊島区）	
	相田 義正	東京都民生児童委員連合会 副会長（板橋区）	
	芝辻 義治	東京都民生児童委員連合会 常務委員（府中市）	平成30年7月31日まで
	山下 忠義	東京都民生児童委員連合会 常務委員（羽村市）	
	下田 和恵	東京都民生児童委員連合会 常務委員（文京区）	
	金澤 欣子	東京都民生児童委員連合会 協議員（大田区）	
区市町村 代表	秋山 稔	足立区福祉部福祉管理課長	
	野々垣 聡子	三鷹市健康福祉部地域福祉課長	
	清水 信行	奥多摩町福祉保健課長	
	井上 茂	八王子市福祉部福祉政策課長	オブザーバー
東京都	竹中 雪与	少子社会対策部家庭支援課長	

<幹事>

東京都	渡部 裕代	生活福祉部地域福祉課長	
都民連	荻野 剛	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 民生児童委員部長	

(2) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会

<委員>

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	小林 良二	東京都立大学名誉教授	部会長
	高橋 久雄	社会福祉法人至誠学舎立川常務理事	
	和気 純子	首都大学東京教授	副部会長
都民連代表	寺田 晃弘	東京都民生児童委員連合会 会長（豊島区）	
	相田 義正	東京都民生児童委員連合会 副会長（板橋区）	
	芝辻 義治	東京都民生児童委員連合会 常務委員（府中市）	平成30年7月31日まで
	山下 忠義	東京都民生児童委員連合会 常務委員（羽村市）	
	下田 和恵	東京都民生児童委員連合会 常務委員（文京区）	
	金澤 欣子	東京都民生児童委員連合会 協議員（大田区）	
区市町村 代表	眞鍋 亜砂美	足立区福祉部福祉管理課民生係長	
	立仙 由紀子	三鷹市健康福祉部地域福祉課課長補佐 兼係長事務取扱	
	岡部 優一	奥多摩町福祉保健課福祉係長	
	河合 常次	八王子市福祉部福祉政策課課長補佐兼 主査	オブザーバー
東京都	横森 幸子	少子社会対策部家庭支援課 統括課長代理（児童相談所運営担当）	

<幹事>

東京都	渡部 裕代	生活福祉部地域福祉課長	
都民連	荻野 剛	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 民生児童委員部長	